

市民クラブ 長崎市議団

令和2年度政策要求
に対する回答

令和2年2月
長崎市

政策要求一覧（市民クラブ）

	ページ	担当
1. 新しい行政運営		
(1)市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。	1	理財
(2)市の入札、発注、契約(物品、サービス、コンサル)にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。	2	理財
(3)交通政策基本法制定に伴い、法定協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。	3	まちづくり
(4)行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。		
①公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。	4	理財
②行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。 また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。	5	総務 企財
③マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報管理とセキュリティー対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。	6	総務
(5)指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。	7	総務
2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり		
(1)安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めるとともに、子育て世代を支援するために「子育て支援センター」未設置地区への設置を進めること。	8	こども
(2)保育サービスの充実と待機児童0(ゼロ)の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。	9	こども
(3)長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。	10	市健
(4)介護支援(地域支援事業)や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。	11	福祉
(5)高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。	12	福祉
(6)高齢者交通費助成(70歳以上)のICカード化を図ること。	13	福祉
(7)仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民への意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。	14	企財 市生 中央総
(8)障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。	16	福祉
(9)スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。	17	市生
(10)教育行政について		
①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。	19	教委
②教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。	20	教委
③統合型校務支援システムの活用と教職員の勤務時間の縮減に努めること。	21	教委
3. 環境と共生するまちづくり		
(1)環境にやさしいまちづくりの推進		
①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。	22	環境

	ページ	担当
②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。	23	環境 商工
(2)省資源、循環型、低炭素社会への推進		
①市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。	24	理財 環境
(3)自然体験型公園、都市公園等の健康遊具の充実を図ること。	25	こども 中央総 東・南・北総
 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり		
(1)地場企業の育成と商店街の振興		
①中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。	26	商工
②ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。	27	商工
(2)地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造		
①登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、観光立国ショーケース、長崎市版DMOの取り組みについては期を逃すことのないよう、具体的な取り組みを加速し交流人口の拡大に努めること。	28	文観
②長崎港開港450周年を契機に港を生かした新産業創設に努めること。	29	商工 企財
(3)歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進		
①「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。	30	文観 水農
(4)企業誘致で雇用確保、定住人口の維持		
①将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。	32	商工 企財
②産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。	34	商工
(5)パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。	35	商工 中央総
(6)長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。	36	水農
 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり		
(1)地域住民と協働した安全・安心のまちづくり		
①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。	38	市生
②防災無線のデジタル化に伴い、難聴地区等の解消に向けた取り組みを行うこと。	39	防災
(2)長崎駅周辺(尾上町～幸町)の環境整備		
①新市庁舎・新たな文化施設・MICEを含めた長崎駅周辺整備・新幹線整備と連続立体交差事業と民間で建設計画のスタジアム等大型事業の建設については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。	40	まちづくり 土木 企財 文観
(3)まちなかの再整備推進と中心市街地活性化の推進を図り、暮らしやすい環境を整備するための制度を確立すること。	41	まちづくり
(4)乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進(西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか)及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。	42	まちづくり

	ページ	担当
(5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備		
① 斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、車みち整備事業については、区域を拡充し継続を図ること。	43	中央総 まちづくり 土木
② 長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。	44	建築
(6) 有害鳥獣対策(イノシシ、シカ、カラス、アライグマ)等の強化を図ること。	45	水農
(7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。	46	建築
6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり		
(1) 世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。	47	原対 市生
(2) 被爆75周年を迎えるにあたり、式典をはじめ長崎平和マラソンの開催等においては、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。	48	原対 市生
(3) 被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。	49	原対
(4) 被爆二世については、がん検診を加えること。	50	原対
7. 男女共同参画社会の実現		
(1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。	51	市生
(2) セクシャル・ハラスメントのない職場環境整備を行うとともに、全職員に対する研修を適宜実施すること。	52	総務
(3) 児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。	53	こども
8. 道路・交通体系の整備		
(1) 諸団体(自治会、学校、警察等)から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所(ガードレール、カーブミラー等)を早急に改善すること。	54	中央総
(2) トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。	55	土木 まちづくり
(3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。	56	土木
(4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。	57	土木
(5) 陸と海の交通網を活かした街づくり		
① 高島・伊王島・池島航路を存続させること。	58	まちづくり
(6) 市内中心部の交通量を減少させる対策(パークアンドライド等)を推進すること。	59	土木
(7) 女神大橋と連結する国道202号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。 また、福田バイパス(仮称)の早期実現を図ること。	60	土木
(8) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道499号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線(新戸町ICー江川交差点)の早期着工を実現すること。	61	土木
(9) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。	62	土木
(10) 市民生活に必要な不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。		
① 打坂ー百合野線の改良拡幅、② 江平ー浜平線とその接道改良、③ 戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④ 片淵ー鳴滝線、⑤ 川上町ー出雲線、⑥ 虹ヶ丘町ー西町1号線、⑦ 相川町ー四杖町1号線、⑧ 常盤町ー大浦元町線、⑨ 清水町ー白鳥町1号線、⑩ 稲田町8号線	63	土木 中央総

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	収納課 特別滞納整理室
事 項 1. 新しい行政運営 (1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。			
回 答 未収金対策については、財源の確保や負担の公平性の観点から更なる取組みの強化を図る必要があります。 これまで、国民健康保険税、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収を市税と一元化し、その後、預貯金等財産調査や預金、給与等の差押えの効率化及び現年度分差押えの実施などによる処分の強化、滞納整理に係る進行管理の徹底、現年度分の納付勧奨のための「納付お知らせセンター」の設置などに取り組んできたことにより、市税等の収入率は向上しており、今後も、これまでの取組みの継続と徹底に努めます。 令和2年度からは、納付者の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したクレジットカード収納等を開始し、自宅や外出先から時間を問わず納付できる環境を整えるとともに、他都市の効果的な取組みも研究しながら、更なる収入率の向上を図っていききたいと考えています。 また、使用料や負担金等他の未収金については、各所属へのヒアリング、指導、支援と個別案件の進行管理などにより、債権管理の徹底に努め、長崎市債権管理マニュアルに基づく支払督促や強制執行などの法的措置の拡大、推進を図っているところであり、今後とも、全庁的に統一した取組みに努め、適正な債権管理を推進していきます。 未収金は、全体的には減少してきていますが、なお多額の未収金を抱えており、現年度分の早期対応による新たな未収金の発生の防止や、滞納処分等の早期実施を徹底するなど、より効果的・効率的な対策に努め、今後も工夫しながら、更なる未収金の縮減を図っていきます。 【参考】市税収入率 平成29年度 97.3%、平成30年度 97.5%			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担当	理財部	契約検査課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>建設工事の入札においては、登録業者の社会貢献等を評価する発注者別評価点の加算措置を設けています。</p> <p>障害者雇用については、平成 26 年 4 月からその加算点を引き上げるとともに、障害者優先調達推進法が施行されたことを踏まえ、障害者就労施設等からの物品等を調達した場合の加算項目を設けています。</p> <p>また、環境保全の取組みとして「エコアクション 21」を認証・登録している業者、男女均等待遇の取組みとして「次世代育成支援行動計画」を策定している業者に対して、建設工事における発注者別評価点の加算措置を設けています。</p> <p>なお、物品調達契約においては、障害者雇用の促進及び安定を図ることを目的とし、物品購入、賃貸借及び業務委託を対象に障害者雇用に積極的な業者への優先発注を行っています。</p> <p>引き続き庁内への優先発注に係る要請や事業者への制度の周知等により、優先発注実施の推進に取り組んでいきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(3) 交通政策基本法制定に伴い、法定協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>交通政策基本法において、地方自治体はその区域に応じた施策の策定義務が課されていることから、現在、長崎市では交通事業者や国などで構成する「長崎市公共交通連絡調整会議」を活用しながら、行政と事業者や関係者が連携・協力し、取り組むべき方向性を示す「長崎市公共交通総合計画」の策定を進めています。</p> <p>今後は、この計画をもとに、令和2年度に最新のＩＣカード利用データの分析を行い、将来予測を補正した上で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画策定の必要性が生じた場合には、同法に基づく協議会を設置していきたいと考えています。</p> <p>なお、公共交通を所管する都市計画課に、職員が配置されていますので、既存の体制の中で対応していけるよう努力していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	資産経営室
事 項 1. 新しい行政運営 (4) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。 ①公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。			
回 答 公共施設は多くの市民に利用されるものであり、そのあり方を考えるにあたっては、広く議会や市民のご理解をいただきながら進めていくことが大切と考えています。 こうした中、「長崎市公共施設の適正化方針（平成 27 年 2 月）」及び「長崎市公共施設の適正配置基準（案）（平成 31 年 2 月）」を策定し、現在、マネジメントの実施計画となる地区別計画（案）の策定に取り組んでいるところです。 地区別計画（案）の策定にあたっては、地域の皆様と市民対話の場を設けて、理解を得ながら進めることとしています。この市民対話については、市内全 17 地区のうち、令和元年 12 月 1 日時点で 8 地区が終了し、そのうち 3 地区の地区別計画（案）を策定しています。これまでの対話では、施設の削減だけの取組みとの誤解を受けることもあったため、地域に一番身近な施設であるコミュニティ施設等における規模などの標準的な考え方などもお示しし、必要な機能をきちんと確保していくことなどを丁寧に説明しながら、対話を進めていきたいと考えています。 今後とも、適宜議会へ報告しつつ、広く市民の理解・協力を得て、公共施設マネジメントの推進を図っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部 企画財政部	行政体制整備室 都市経営室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(4) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。</p> <p style="padding-left: 20px;">②行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>行政サテライト機能の再編成は、住民ニーズの多様化、人口減少や少子高齢化の進行、地域を支える力の低下など、長崎市を取り巻く環境が大きく変化している中で、長崎市の将来を見据え、地域と市役所が連携しながら、住民が住み慣れた地域をこれからも暮らしやすい場所とできるよう、市役所の体制を整備したものです。</p> <p>平成29年10月1日の再編スタートからこれまでの間、この仕組みをよりよいものにしていくために、市民の皆様のご意見や現場の声を聞き、どのような課題があるかを把握し、業務分担等一定の改善を加えてきたところです。</p> <p>今後とも、サテライト機能再編成が十分に効果を発揮し、市民サービスの向上につながるよう、必要な見直しを行っていきます。</p> <p>また、合併町の振興に関する計画の見直しについては、平成31年3月に、各地区の事業を実施するために、「過疎地域自立促進計画」では、施設改修を目的として「伊王島開発総合センター施設整備事業」を追加し、「辺地に係る公共的施設の統合整備計画」でも同様に「飛島磯釣り公園施設整備事業」、「高島いやしの湯施設整備事業」等を追加したところです。</p> <p>今後とも具体の事業計画等に即して適宜必要な見直しを行うとともに、市町村建設計画及び地域振興計画に基づき、進捗管理を図り、地域の活性化に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室 総務課 情報システム課
事 項 1. 新しい行政運営 (4) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。 ③マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティ対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。			
回 答 マイナンバー制度の運用にあたっては、特定個人情報保護の制度面、情報セキュリティ対策の実務面の両方から、法令等に基づき、厳格に行っています。 特定個人情報保護の制度としては、住民記録、税等のマイナンバー制度に関連する業務ごとに個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を明記した「特定個人情報保護評価書」を作成・公表しています。 また、マイナンバーを扱う端末の利用に際して、ユーザーID・パスワードによる認証に加え、生体認証も行う二要素認証とし、セキュリティ対策の強化を図っています。 長崎市では、制度の目的である行政の効率化と市民負担の軽減に向けて、マイナンバーを最大限に活用し、手続きに係る添付書類の削減を図り、平成28年1月からはマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアでの住民票や税証明等の証明書発行を行うなど、市民の利便性の向上に努めています。 マイナンバー制度の運用にあたっては、今後も個人情報の適切な管理とセキュリティ対策を徹底し、市民の利便性向上と行政事務の効率化に努めていきます。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(5) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>指定管理者制度の導入については、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき、行政責任の確保に配慮しながら、「市民サービスの向上」を大前提としたうえで、「経費削減による経済効果」、「受け手となる民間事業者の存在」という基準により、積極的な導入を図ることとしています。</p> <p>また、指定管理者の選定にあたっては、経費だけでなく、民間事業者による市民サービス向上のための提案内容がよりの確に評価できるよう随時見直しを行ってきているところです。令和元年度においても、選定審査に係る評価方法の見直しとして、指定管理委託料の提案額の過度な低廉化による人件費水準の低下や、施設管理費の過度な削減による利用者サービスの低下を招くことのないよう価格点の採点方法を見直すなど、指針の改正を行ったところです。</p> <p>今後とも、より良質な市民サービスを提供できるよう、随時、必要な見直しを行ってまいります。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課 こども健康課 幼児課 こどもみらい課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めるとともに、子育て世代を支援するために「子育て支援センター」未設置地区への設置を進めること。			
回 答 長崎市では、安心して子どもを産める環境づくりとして、妊産婦健康診査や相談・保健指導を行い、支援の必要な妊産婦に対し、産後ケア事業などの産前産後事業を実施するなど、切れ目のない支援を行っています。 また、子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費は、助成対象を順次拡大しており、平成 30 年 10 月からは、入院に加え通院も中学生まで拡大しています。 さらに、平成 29 年 9 月分から、多子世帯における保育所・幼稚園等の保育料の軽減に係る要件を緩和して、その対象を拡大し保育料を減額しています。令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化においては、これまで市独自による保育料の免除を受けていた方などが、無償化によりこれまで負担していた額を超えないよう、また、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園については、低所得者世帯等に対する副食費の免除制度がないことから、新制度に移行した幼稚園との公平性を保つため、副食費の支援を行っています。 一方、健全な子どもを育てる社会づくりとして、すべての子どもに様々な体験等の機会を提供できるよう、放課後子ども教室を実施する小学校区の拡充及び青少年育成協議会の活動への支援などの取組みを進めています。 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題ですので、今後も安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めていきたいと考えています。 このような中、子育て支援センターについては、「長崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、令和元年度までに市内 16 の区域に設置することを目標としていますが、7 区域が未設置の状況となっております。このうち、長崎市の既存施設の活用が困難な 4 区域については、令和元年度に場所も含めて募集を募り、「三重区域」については令和元年度中に設置ができるよう進めておりますが、「江平・山里区域」「丸尾・西泊・福田区域」「日吉・茂木・南区域」の 3 区域については、課題等を整理した上で再募集をし、令和 2 年度中に設置したいと考えています。 また、そのほかの 3 区域（「深堀・香焼・伊王島区域」「岩屋・滑石・横尾区域」「小江原・式見区域」）については、長崎市の公共施設の活用も含め、地域のご意見もお聞きしながら、速やかに設置できるよう準備を進めたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	幼児課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (2) 保育サービスの充実と待機児童0（ゼロ）の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は、待機児童対策として、幼稚園を活用した認定こども園への移行促進や保育所等の整備による定員増加に取り組み、平成30年度は274人の定員増加を図りました。</p> <p>また、待機児童の数え方については、国の調査要領に基づき行っており、要領の中に「特定の保育所等を希望し待機している場合には待機児童数に含めない」という取扱いがあり、平成30年度まで待機者としていた「複数施設を希望する者」を、国の定義における「特定の施設を希望する者」と見直し、待機者から除外しました。</p> <p>さらに、入所未決定の保護者に対し、希望施設以外で入所可能な施設の情報を提供し、入所につなげたことなどにより、保育所待機児童数は0人（平成31年4月1日現在）となりました。</p> <p>しかしながら、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、地域によっては定員数が不足していることや、入所希望の地域・施設に偏りがあり、年度末に向けては待機児童が発生する状況となっています。</p> <p>今後も、定員数の不足が見込まれる区域については、施設整備、定員の見直し等による保育の適正な量の確保に努め、定員内保育を目指し、待機児童の解消を図っていきたくと考えています。</p> <p>また、平成30年度からは、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」に「保育施設空き状況一覧」を掲載し、入所を希望する保護者が各保育施設の空き状況を確認できるようにするとともに、保護者の選択肢を拡げるため、既存の幼稚園で2歳児の一時預かり事業を開始しました。</p> <p>さらに、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等を実施しています。</p> <p>次に、民間保育士の処遇改善策については、国において、保育所等職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算措置を各施設への給付金の中で行っており、平成29年4月からは現行の処遇改善等加算の加算率の積み増しや、技能及び経験を有する保育士等の処遇改善等加算が設けられ、該当職員には、経験年数等に応じて月額4万円又は月額5千円の賃金改善が実施されています。加えて、令和元年度においても、人事院勧告の改定に準じた処遇改善が図られています。</p> <p>長崎市も、単独事業として保育士の処遇改善を図り、保育士の離職防止も含めた保育士確保のため、民間保育所等に「保育士処遇改善費」として、保育士1人あたり年額3万円を補助しています。</p> <p>これらの取り組みに加え、保育士等の事務の負担軽減など働き方の面からも改善を促すなど、保育士の待遇改善が図られるよう努めていきたくと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	地域医療室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎みなとメディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）における高度・急性期医療については、がん・心疾患・脳血管疾患の3大疾病等に対応するため、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、急性期病院としての中心的役割を果たしています。</p> <p>また、小児・周産期医療については、平成30年4月から早産児や低出生体重児、合併症のある児などを対象とした新生児医療を行う新生児内科を新設し、32週未満の早産児の受入れが可能となり、令和元年度には、医師2名の増員及びNICU（新生児集中治療室）の増床（6床⇒9床へ増床）を行うなど、さらなる充実を図っています。</p> <p>一方、経営面については、長崎市立病院機構の平成30年度の決算において、経常収支は黒字となりましたが、累積欠損金の解消など解決すべき課題があることから、長崎市としても、医療サービスの向上に引き続き取り組みながら、安定した経営基盤を確立させ、健全な運営に取り組むよう引き続き指示していきます。</p> <p>また、市民に対するサービス向上については、メディカルセンターにおいて、「患者アンケート」や「意見箱」といった様々な方法により、患者ニーズの把握に努めており、いただいたご意見に対しては、改善を行いながら、院内全体においてルールの確認と徹底を行っています。</p> <p>さらに平成30年11月には、他部署・多職種の委員を構成員とした患者満足度向上委員会を院内に設置し、問題点の改善に向けた対応を行っているところです。</p> <p>長崎市としても、今後も信頼される病院であり続けるため、職員一人ひとりが温かく心のこもった対応に努め、患者ニーズへの対応の迅速化や職員の接遇向上に向け確実に取り組んでいただくよう指示を行っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (4) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市においては、医療や介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療・介護・予防・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」の構築に向けて、分野ごとの課題を整理しながら、取組みを進めています。</p> <p>持続可能な介護保険制度を実現するためには、高齢者がなるべく要介護状態に移行しないよう、介護予防事業を推進することが重要です。</p> <p>長崎市では、平成 29 年度から新しい総合事業を開始しており、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進するとともに、介護予防を機能強化するため、訪問型サービスとして、リハビリ専門職が自宅を訪問する訪問型短期集中サービスや地域リハビリテーション活動支援事業のほか、通所型サービスとして、自立に向けた短期集中型通所サービスや、半日利用のミニデイサービス等を実施しています。</p> <p>また、リハビリ専門職が多い医療機関等を「在宅支援リハビリセンター」と位置づけ、介護職に対する自立支援の視点への働きかけや地域に根差した介護予防のための支援など、地域の関係職種と住民が連携して行う地域リハビリテーションの基盤づくりにも取り組んでいます。</p> <p>介護保険制度の充実と適正化については、介護予防事業の推進と併せて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、自立支援型の地域ケア個別会議を積極的に開催することで、介護支援専門員や介護保険サービス事業所等サービス提供に携わる関係者の質の向上と給付の適正化を図るほか、利用者の自立支援につながるサービスの提供がなされているかなどを検証していきます。</p> <p>平成 30 年 5 月 2 日付の厚生労働省令の改正を受けて、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスが通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、平成 30 年 10 月から長崎市への届出を義務づけ、そのケアプランについて、地域ケア会議の開催等により検証することとし、介護支援専門員の視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの内容の是正・適正化を促しており、引き続き利用者にとってより良い介護サービスの提供に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	福祉総務課 高齢者すこやか支援課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (5) 高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。			
回 答 高齢者が生きがいを持ち、地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めていくことは、高齢化が進む現代において重要な施策です。医療や介護を必要としない元気な高齢者を増やし、地域を支える役割を担っていただきたいと考えており、市民が長く元気で生活することを支援する取組みを行っています。 その事業のひとつとして、日常生活で運動を習慣化してもらうため、自宅で簡単にできる運動を紹介する「すこやか運動教室」を市内 46 会場で月 2 回開催しているほか、市内在住の概ね 65 歳以上で構成される団体を対象に、スポーツインストラクターやレクリエーション指導員を派遣し、心身の健康づくりの方法を伝授するサービスを行っています。 また、これまでに培った知識や経験・資格を地域の健康づくりに活かし、社会貢献活動を行う「健康づくり推進員」の育成を進め、地域での健康づくり活動を推進しています。「健康づくり推進員」は、「高齢者ふれあいサロンサポーター」や「介護施設ボランティア」、地域包括支援センターとともに、地域住民に認知症のことを正しく理解してもらう普及活動や認知症カフェの運営支援等を行う「認知症サポートリーダー」などの活動を行っており、延べ 1,843 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）が登録されています。地域貢献について奨励・支援することで、推進員自身の健康の維持・増進や介護予防も図られています。 地域貢献に対する支援としては、ボランティア活動に対し、年間最大 5,000 円の交付金、又は 5,500 円分の福祉の店の買い物券がもらえる「地域支援ボランティアポイント事業」に取り組んでいます。 また、退職後のセカンドライフを長く元気に生きがいを持って生活するために、55～65 歳の現役世代を対象に、市民団体「長崎ダンカーズ倶楽部」との平成 27・28 年度の協働事業を経て、平成 29 年度から委託事業により、イベントやセミナーの開催、ガイドブックによる啓発等にも取り組んでいます。 さらに、社会貢献活動や生きがいづくり、健康づくりを行う「老人クラブ」や就業の機会が提供される「シルバー人材センター」のほか、平成 29 年度末には、長崎県により「生涯現役応援センター」が設置され、高齢者が就業から社会参加まで幅広く気軽に相談できる窓口が整備されています。 今後も、高齢者が出番と居場所を確保でき、健康の維持・増進と介護予防に努めることへの支援を行うことにより、生き生きと活躍できる環境の整備を、引き続き進めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (6) 高齢者交通費助成(70歳以上)のICカード化を図ること。			
回 答 高齢者交通費助成事業につきましては、高齢者が積極的に外出するきっかけを作り、社会活動への参加を促進する目的として、70歳以上の方に対し、年間5,000円相当のバス・電車券などを交付しています。 これまで、助成利用券を使用するにあたっては、運賃支払い時に差額分の小銭を取り出したり、両替したりする場合の安全性の確保や利便性の向上が課題となっておりました。 一方、市内交通事業者においては、長崎スマートカード導入から10年以上が経過し、「カード及びその運用システムが老朽化していること」、「全国相互利用交通系ICカードとの互換性がなく、利用者の利便性向上を図る必要があること」などから、長崎自動車株式会社及びさいかい交通株式会社は令和元年9月からエヌタスTカードに変更しており、長崎電気軌道株式会社は令和2年3月、長崎県交通局は令和2年6月からの「全国相互利用カード(nagasaki nimoca)」の導入に向け準備を進めています。 高齢者の交通費助成については、現在バス、電車、タクシー、船舶の区分で利用券を交付していますが、平成30年度の対象者への交付率は約94%であり、そのうち約47%(3万8千人)がバス及び電車を利用しています。 高齢者の交通費助成のICカード化は、運賃支払い時の車内での事故防止や利便性の向上のうえから有効であると考えており、令和3年度からの導入に向け、令和2年度は、ICカード助成用システムの導入や制度を周知する説明会を実施します。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 市民生活部 中央総合事務所	地域コミュニティ推進室 自治振興課 総務課 地域支援室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民の意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。			
回 答 自治会をはじめ青少年育成協議会、PTA、民生委員児童委員協議会、学校等の地域の各種団体が連携して、子育てや防災などの地域課題の解決や地域の活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」に対して、長崎市が人・拠点・資金の3つの視点で応援する「地域コミュニティを支えるしくみ」を制度化し、推進しているところです。 令和2年2月1日時点で、協議会設立済みの地区が16地区、協議会の設立に向けた準備委員会設立済みの地区が12地区となっています。 協議会の設立につきましては、自治会をはじめとする地域の各種団体の皆様のご理解を深めていただくことが重要だと考えています。そこで、説明会や勉強会を複数回開催してご意見をお聴きし、制度について十分ご理解いただいた上で進めていきたいと考えています。 今後、条例施行から10年を目途に市内全地区での協議会設立を目指していますが、現時点において設立の検討に至っていない地区に対しては、地区の人口や活動している団体、設立に向けた地区の具体的な計画と支援の方向性などを取りまとめた支援計画を策定し、重点的な支援を行っていきます。 また、令和2年度は、新たに地域活動を知る機会や参加する機会が少ない世代を主な対象として、気軽に声をかけ合い交流するきっかけをつくる事業に取り組むとともに、協議会設立に向けた機運の醸成等、地域コミュニティの活性化を図るために、地域が主体となって住民同士のつながりづくりのために行う新たな取り組みへの支援を行っていきます。 自治会加入率が低下している大きな要因として、「自治会に加入するメリットがない」という意見もありますが、自治会は、ごみステーションの管理や、子どもやご年配の方が安心して暮らせるよう見守りを行うなど、地域のために行っている様々な活動を通じ、住みやすいまちづくりに大きく寄与されています。そのような自治会の活動をより一層広く周知し、自治会の必要性を認識していただくことが重要であると考えています。 令和元年度は、新たな取り組みとして、若い世代を中心とした自治会未加入者が、より自治会活動を身近に感じ、自治会への加入促進が図られるように、自治会加入促進PR動画の作成をはじめ、市のホームページからの自治会加入手続きを可能としました。また、自治会の負担軽減と自治会会員の利便性の向上を目的として、自治会一括発送文書のスマートフォン等による閲覧への対応にも取り組んでいるところです。			

加えて、従前から実施している取組みとして、自治会未加入者への啓発として、「広報ながさき」などを通じ、自治会の必要性をより理解していただくため、様々な活動の周知を継続的に行っていきます。

併せて、各自治会や関係団体と連携した加入促進に向けたポスター、チラシ、加入促進グッズ等の配布並びに県や各種企業、団体等への自治会活動への協力依頼に引き続き取り組むとともに、新築の分譲マンションをはじめとした自治会未組織箇所に対し、既存自治会への加入や新規自治会の設立への働きかけ、その後のフォローアップを実施するなどの取組みを推進することで、その改善を図っていきたいと考えています。

今後とも、関係部局が連携し、地域のまちづくりに関する支援を行っていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	障害福祉課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (8) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。 併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。			
回 答 長崎市では、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年計画である「長崎市第 5 期障害福祉計画・長崎市第 1 期障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めているところです。 障害者の自立と社会参加の促進に係る取組みとしては、まず、地域で安心して生活できる住まいの場を確保するため、国庫補助制度を活用した障害者福祉施設整備事業の実施等を推進し、令和元年 9 月市議会定例会において施設整備事業に係る補正予算を計上し、グループホーム等の整備を支援し、定員増を図っているところです。 また、障害者が地域で自立し、安定した生活を営むためには、経済的自立が重要であり、ハートセンターに設置している障害者就労支援相談所においては、平成 30 年度は、前年度より 5 人多い 21 人の障害者を一般就労につなげました。 さらに、平成 30 年度に新たに「就労支援施設等経営力向上支援事業」を実施し、就労継続支援事業所等に対して、採算性に対する意識向上や収益増大を図ることを目的とした個別相談会や研修会を実施するなど福祉的就労を行う障害者の工賃向上を図るための取組みを実施しています。 あわせて、身近な地域で障害者やその家族の困りごと等の相談を受け、必要に応じて障害福祉サービスの円滑な利用支援が行えるよう、市内 5 箇所に相談支援事業所を設置しています。 また、障害者に対する差別解消については、「第 4 期障害者基本計画」（令和元年度～令和 5 年度）において「障害を理由とする差別の解消の推進」を方針として掲げており、平成 29 年に策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する「長崎市職員等対応要領」の周知徹底や障害者に対する理解を深めるために広報紙やホームページ等を活用した普及啓発に努めています。あわせて、長崎県が制定した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」も考慮した上で、長崎市の特性や実情を踏まえて、独自に条例として規定すべき項目があるかなど、障害者団体等のご意見を伺いながら、考え方を整理していきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	スポーツ振興課 平和マラソン推進室 文化振興課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (9) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。			
回 答 長崎市では、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備を図るため、「する・みる・支えるスポーツの振興」を基本理念とする「長崎市スポーツ推進計画」を策定しています。 これまでも、市民の健康増進とスポーツ人口の底辺拡大を図るため、市民体育・レクリエーション祭などの各種スポーツ大会を開催するとともに、地域や学校においても、ニュースポーツ教室などを実施するなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に取り組んでいます。 2020年は長崎市で初となるフルマラソン大会「長崎平和マラソン」を、被爆75周年にあわせて開催し、全世界に向けた平和のメッセージの発信とスポーツの振興に取り組みたいと考えています。 各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致については、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、市内各スポーツ施設の有効活用、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、長崎県スポーツコミッション及び各競技団体と連携して取り組んでいます。 また、2019年はラグビーワールドカップ開催に伴う、スコットランド代表チームのキャンプ受入れを行い、市民の応援機運を高めたところですが、令和2年は東京2020オリンピックにおいて、ポルトガル、ラオス及びベトナムの事前キャンプを受け入れます。また8月にはオリンピック開催国の都市を歩いて巡るオランダウォーキン協会主催のウォークチャレンジジャパンが長崎市で開催され、オランダから多くの参加者が訪れます。このような大会等の誘致により、交流人口の拡大及び地域の活性化を図っていきます。 競技力向上対策については、長崎国体に向けて取り組んできたジュニア選手育成の成果と各競技団体における強化事業のノウハウを活かし、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを目標として、さらには国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等の全国大会等で優秀な成績を収めるため、公益財団法人長崎市スポーツ協会を通じて、各競技団体が行う競技力向上対策事業の経費の一部を補助するなど、主にジュニア層の競技力向上に、引き続き取り組んでいきたいと考えています。 次に、文化・芸術活動の振興については、「長崎市市民文化活動振興プラン」に基づき、学校など身近な場所に演奏家を派遣する「アウトリーチコンサート」や、子どもたちが夏休み期間中にアーティストとともに演劇作品を創作し、公演を行う「こども演劇体験教室」の開催など、市民が身近に文化・芸術に触れる機会の創出に努めています。			

令和2年度は夏休み期間中に、これまで行っていたダンスや伝統文化の体験、親子向けコンサートに加え、新たに未就学児から楽しめる親子を対象とした演劇公演を開催する「子ども芸術文化体験事業」を行います。

また、仕事や学業で忙しい人が参加しやすい平日の夜間や休日などに、芸術文化を気軽に体験し、活動を始めるきっかけをつくることができるよう、若者向けの芸術文化体験教室を開催します。

また、市民が自主的に文化・芸術活動を活発に行えるよう、市民団体の発表の場を創出する市民音楽祭などを開催するほか、市民団体が行う文化事業への助成等を行っているところ です。

今後とも、「第四次総合計画後期基本計画」に掲げる「芸術文化あふれる暮らしの創出」を目指して、引き続き取組みを進めていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	適正配置推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p>①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、多くの学校で小規模化が進んでいる中、「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保することとしています。この方針に基づいて、地域ごとの具体的な実施計画（案）を作成し、対象となる学校の保護者や地域の皆様と意見交換を重ねながら学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいるところです。</p> <p>進捗状況としては、平成 30 年 4 月に琴海地区の尾戸小学校を長浦小学校へ統合し、今後は、令和 2 年 4 月に式見中学校を小江原中学校へ、川平小学校を西浦上小学校へ統合すること及び令和 3 年 4 月に江平中学校を山里中学校へ統合することが決定しています。</p> <p>学校は、教育の場だけでなく地域コミュニティの核として、防災拠点や地域交流の場等、様々な機能も併せ持っていることから、地域の皆様にとって大切な存在であり、学校を残してほしいという思いがあることも十分に理解させていただいているところです。</p> <p>学校統廃合につきましては、様々な意見があり、教育委員会が開催する意見交換会において合意形成を図ったものや、地域主導で統廃合について意見集約が図られたものなど、合意に至る過程はそれぞれの地域の実情に応じた形があるものと考えています。</p> <p>今後も、学校に関係する各団体の皆様のご意見を伺いながら、各地区の実情に配慮し丁寧な説明のもと、十分な協議を行い、ご理解が得られるよう努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	施設課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 2em;">②教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>小中学校の施設整備については、施設の経過年数による保全の必要性、各学校の老朽化の状況や危険箇所を確認した上で優先度を考慮し、施設の機能改善を図っています。</p> <p>特に、子どもの安全に直結するものや建物躯体に影響を及ぼす恐れがある外壁落下防止や雨漏り防止・消防用設備改修については、法定点検や日常点検の結果をもとに最優先として迅速な対応に努めています。</p> <p>長崎市の学校施設は、建設後の経過年数が40年を超える校舎が全体の約6割に上ることや、近年の全国的な風水害や台風等による被害を踏まえ、施設の老朽化による改築を含め計画的な整備を進めていくとともに、建物の長寿命化に向けた対策を講じる必要があると認識しています。</p> <p>なお、国の方針に基づき令和2年度までに「学校施設の長寿命化計画」を策定することとしており、策定にあたっては、現在、平成30年度から令和2年度の3か年で、耐力度調査を実施しており、その結果により建物躯体の状況を把握したうえで、改築を行うものと大規模改造等により長寿命化を図るものを分別し、改修の時期等について、学校ごとに策定することとしています。</p> <p>改修にあたっては、教育施設としての性質を踏まえたうえで、児童生徒の安全を最優先に、建物躯体の現状把握、計画的・効率的な改修に努めるとともに、財源となる国庫補助事業については国への要望活動を行うなど財源の確保に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	教育研究所 学校教育課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">③統合型校務支援システムの活用と教職員の勤務時間の縮減に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>教職員の長時間労働が全国的な課題となっている中、長崎市では、統合型校務支援システムを平成31年1月から全校導入し、4月からはすべての小中学校において本格運用を開始しています。現在、出席簿、指導要録、学校日誌等の各種公簿や通知表等の諸帳簿の作成に加え、グループウェア機能を活用した職員会議資料等の配布・共有などにも本システムを活用し、業務の効率化を進めているところです。</p> <p>また、本システムの効果的な活用について、定期的に学校の意見等を収集し、検討を重ねているところであり、なお一層の統合型校務支援システムの活用を推進していきたいと考えています。</p> <p>勤務時間については、平成21年9月から出退勤時刻の調査を行い、全小中学校教職員の在校時間の実態を把握しています。特に、平成30年9月からは、国において「学校における働き方改革に関する緊急対策」の中で示されている、勤務時間を客観的に把握し適正に管理するために、市内全ての小中学校にカードリーダーを設置し、出退勤時刻の正確な把握に努めるとともに、勤務時間管理に当たっての事務負担の軽減と、教職員の働き方に関する意識改革を図っています。また、平成31年1月、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、令和元年度から、これまでの、毎月100時間及び80時間超過勤務者の報告に加え、45時間超過勤務者についても学校からの報告を求めています。その実態を校長会及び教頭会などにおいて知らせるとともに、「定時退校日」や「部活動休養日」の設定、メリハリのある勤務、効率的な業務のあり方について指導を重ねているところです。</p> <p>今後とも、教職員の勤務時間の縮減のために、業務の縮減・適正化に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部	環境政策課
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり</p> <p>(1) 環境にやさしいまちづくりの推進</p> <p style="padding-left: 20px;">①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地球温暖化対策については、中・長期的な視点に立った戦略的な対策が必要であることから、平成 21 年 3 月に策定した「長崎市地球温暖化対策実行計画」（平成 28 年度改訂）において、2007 年度（平成 19 年度）を基準年として、長期的には 2050 年度までに温室効果ガスを 80%削減することを目指し、中期的には 2030 年度までに 43%削減する目標を掲げ、目標達成に向けた中期削減戦略とその道筋を示す行程表（ロードマップ）を策定しています。</p> <p>この計画における平成 28 年度から 5 年間の実施計画である「重点アクションプログラム」では、特に重点的かつ横断的に取り組むべき施策として、「スマートムーブの推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「リフューズ（断る）とリユース（再使用）の推進」、「『ながさきエコライフ』の取組みの浸透と拡大」を掲げ、推進することとしています。</p> <p>地球温暖化対策の着実な推進にあたっては、市民、事業者、行政の連携した取組みが重要であることから、「誰でも」「いつでも」「かんたんに」エコライフを実践することを目指しています。具体的には、市民、事業者、行政が連携して再生可能エネルギーの利活用を推進する「ながさきソーラーネットプロジェクト」の実施や、市民主体の環境活動の拠点として「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を設置し、市民の身近な暮らしの中での環境行動を促進するとともに、「ながさきサステナスクール」として、未来を担う子ども達への環境教育を推進する取組みなど、持続可能な地域づくりを担う人材育成を進める「ながさきサステナプロジェクト」を推進しています。</p> <p>地球温暖化対策実行計画及び重点アクションプログラムについては、令和 3 年度からの計画策定に向けて、附属機関である地球温暖化対策実行計画協議会において、検討を開始しているところです。</p> <p>今後も市民、事業者、関係団体と連携を深めながら、市民の自発的かつ継続的な環境行動を促進するための積極的な施策の展開に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 商工部	環境政策課 商工振興課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) 環境にやさしいまちづくりの推進 ②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。			
回 答 東日本大震災以降、長崎市内で消費されるエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、実際の温室効果ガス排出量は、原子力発電所の停止や再稼働によるCO ₂ 排出係数の増減の影響を受け、漸増から横ばいの傾向となっており、さらなる実効性のある温室効果ガス排出削減策が求められています。そのためには、地域でつくられた良質な再生可能エネルギーを地域で活用するエネルギーの地産地消を図ることが重要です。 長崎市においては、再生可能エネルギーを地域自らで創り出す「創エネルギー」として、平成25年度から「ながさきソーラーネットプロジェクト」を実施しています。 また、平成30年度から木質バイオマスの賦存量等について基礎調査を開始し、令和元年度は、木質バイオマス利活用のための課題の解決に向けた検討を進めているほか、令和元年度中には長崎市が所有する施設で発電した再生可能エネルギーを公共施設の一部に供給する地域エネルギー事業体を設立する予定です。 さらに、令和2年度には、市民や事業者の再生可能エネルギーを活用した地産地消の取組みへの参加を促進するためのシンポジウムを開催するなど、長崎市全体での意識の醸成を図っていきます。 一方、長崎大学キャンパス内において、令和2年度には、アジア初の海洋エネルギー開発の専門人材育成アカデミーである「長崎海洋アカデミー」の開校が予定されるなど、海洋再生可能エネルギーの本格的な普及に向けた取組みが進められています。 長崎市では、地場企業の経営基盤の安定を図るため、新事業分野に進出する際に必要とされる事業可能性調査及び人材の育成に対する支援を行っています。特に海洋再生エネルギーについては、長崎市の基幹産業である造船業で培ってきた技術を転用できる分野であり、また新たな成長産業として期待される産業であることから、地場企業の海洋再生エネルギー分野への進出について引き続き支援したいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部 環境部	契約検査課 検査指導室 環境政策課 廃棄物対策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (2) 省資源、循環型、低炭素社会への推進 ①市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。			
回 答 循環型社会の構築については、リサイクル製品の活用と資源物の再商品化が重要であると認識しています。 まず、建設工事におけるリサイクルについては、「建設副産物処理要領（長崎市）」に基づき、契約図書である現場説明書に契約の条件として再生アスファルトや再生砕石などの再生資材の利用を明示しています。 また、建設工事で発生するコンクリート殻やアスファルト殻なども、同要領に基づき、再生資源化等を行う施設名や搬出する数量を現場説明書に明示して、契約の条件とするとともに、受注者に求めている提出書類により、工事の着工前の建設副産物のリサイクル計画の確認と、工事後の報告書により、適正な実施の確認を行っています。 なお、建設工事に使用するリサイクル製品の積極的な活用については、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質を満たし、基本単価一覧表に掲載されているリサイクル建設資材の使用を推進しています。 物品購入については、「長崎市グリーン購入判断基準」に基づき、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準に合わせた文具類やOA機器等の物品の購入を進めることにより、環境負荷の低減に努めています。 また、一般廃棄物（ごみ）のリサイクルや減量化については、その主なもののうち、プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者へ引き渡すとともに、長崎市がリサイクル処理の義務を負う市町村負担比率分については、市内の事業者へ委託して、廃棄物固形燃料（RPF）化を図っています。 また、資源ごみとして収集したガラスびんやペットボトルについても、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者へ引き渡すとともに、長崎市がリサイクル処理の義務を負う市町村負担比率分のうち、茶色や無色のガラスびんについては、売却してガラスびんの原料とし、その他の色のガラスびんや選別時に生じるびん残渣については、市内の事業者へ委託して、再生砂（建設資材）として再商品化しています。 さらに、地域センター等での拠点回収や、三京クリーンランド埋立処分場に直接搬入された小型家電については、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者へ引渡してリサイクル処理を行っています。 今後とも、リサイクル製品等を積極的に活用し、環境に配慮した発注に努めるとともに、資源物の再商品化をすすめることで、リサイクルの推進とごみの減量化を図り、循環型社会の構築につなげていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部 中央総合事務所 東・南・北総合事務所	子育て支援課 地域整備1・2課 地域整備課
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり (3) 自然体験型公園、都市公園等の健康遊具の充実を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>自然体験ができる「あぐりの丘」については、子どもたちが遊びながら健やかに成長できるように、雨の日や寒い日などでも遊べる全天候型子ども遊戯施設を整備することとしており、令和元年度は、全天候型子ども遊戯施設の基本計画を策定することとしています。</p> <p>この基本計画において、施設の規模、設置する遊具等や建設場所を定めることとしており、全ての子どもたちが楽しく遊べる施設となるよう、取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>なお、令和2年度には実施設計に着手します。</p> <p>また、都市公園等については、市内の公園は総合公園から街区公園まで約500か所ありますが、このうち特に街区公園については、人口減少や少子高齢化により建設当時は主に子どもの利用を想定していましたが、現在は高齢者にも多く利用いただいている状況となっています。</p> <p>健康遊具は、主として地域の皆様が利用される街区公園について、公園の再整備や遊具等施設の更新に際しては、地域と十分に協議しながら、必要な健康遊具の整備を行っていききたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課 商工振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 ①中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。			
回 答 長崎市では、地元経済振興のためのまちづくりの方針として、第四次総合計画に「活力に満ち、発展し続けるまち」を掲げ、地場企業の経営の効率化や人材育成・確保の取組み、商店街の利用促進の取組みを行っています。 中小企業の経営安定支援策については、「長崎市中企業融資制度」により、金融機関への預託を通じ、長崎県信用保証協会とも連携し、中小企業者の事業運転や設備投資に係る資金の円滑な調達につなげるとともに、その際に生じる信用保証料の一部または全部を補給し、中小企業者の経費負担の軽減を図っています。 本制度に加え、商工部内に金融の専門相談員を配置し、きめ細やかな対応により融資制度の利用促進を図り、中小企業者の経営の健全化及び事業の安定化に努めています。 また、経営基盤を支える人材確保については、若年者の地元就職及びU・I・Jターン就職を促進するため、「企業情報及び長崎で暮らす魅力の情報発信」と「地元企業の採用活動促進」を柱とした若年者雇用促進策を実施しています。 このうち、「情報発信」については、地元企業の紹介番組の制作や、地元企業及び長崎で暮らす魅力を発信する書籍の発行のほか、地元企業と学生の接点を創出するため、進学時の最大の転出先である福岡県で地元企業研究会を開催しています。 また、「地元企業の採用活動促進」については、効果的な採用活動方法などを学ぶセミナーを開催するほか、企業ホームページの制作・改修や、県外で開催される企業説明会への出展など、採用活動に係る経費の一部を支援しています。 商店街の振興については、魅力向上やにぎわいの創出のための商店街アーチの改修、街路灯整備等の共同施設整備や、イベント開催による消費拡大の取組みなどのソフト事業へ支援しているほか、個店に対しても、外国人観光客の誘客と消費拡大に資する取組みへの支援を行っています。 これらの中小企業に対する支援策については、市内の事業者を集めた説明会で周知するほか、経済関係団体との会合など、あらゆる場での情報共有により利用を促しているところですが、今後とも中小企業や商店街のニーズを把握しながら支援策の充実を図り、関係機関とも連携した利用促進に取り組んでいきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	商工振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 ②ものづくり産業（中小企業）への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。			
回 答 長崎市における製造業全体の製造品出荷額は5,848億円（平成30年工業統計調査）で、そのうち、造船造機製造業が約8割を占めており、また雇用の観点からも重要な役割を担っていることから、長崎市としても「第四次経済成長戦略」において、造船造機製造業を重点分野として位置づけ、人材育成や取引拡大などに対する支援を実施しています。 人材育成については、若手技能者に対する技術・技能の伝承や中堅技能者に対する造船造機技術指導員の直接指導による高度な技術習得のほか、長崎地域造船造機技術研修センターによる新人研修を実施し、これまで延べ340名が参加し、技術・技能の伝承を図っています。 また、平成30年度に引き続き、長崎工業会による生産効率化に向けた「カイゼン活動」や「人材育成」などの取組みに対する支援、「優れモノ認証制度」等による販路拡大支援、市内中小企業の新事業分野への進出やI・Tを活用した生産性向上に必要とされる事業可能性調査及び人材の育成に対する支援、大手企業OBの中小企業コーディネーター等による相談・助言を行っています。 今後とも、引き続き長崎県や関係団体と連携し、地場企業の競争力強化や経営力強化に向けた支援に取り組んでいきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光推進課 DMO推進室
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造</p> <p>①登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、観光立国ショーケース、長崎市版DMOの取り組みについては期を逃すことのないよう、具体的な取り組みを加速し交流人口の拡大に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は、平成 28 年 1 月に釧路市、金沢市とともに、外国人観光客を地方へ誘客するモデルケースを確立する「観光立国ショーケース」に選定され、平成 29 年 3 月には、観光立国ショーケースの形成を推進するための具体的な計画である「観光立国ショーケース実施計画」を策定しています。策定した計画に基づき、2020 年までに多くの外国人観光客に選ばれ、訪れてもらえる国際観光都市を目指し、観光庁をはじめとした関係省庁の支援を受けながら、「日本版DMOの確立」、「観光資源の磨き上げ」、「ストレスフリーの環境整備」及び「海外への情報発信」の 4 つの取組みを推進しています。</p> <p>まず、「日本版DMOの確立」については、長崎市版DMOの取組みとして、長崎市公式観光サイトの多言語化や観光データの収集・分析などに取り組むとともに、令和元年度からは、最高マーケティング責任者（CMO）が就任し、CMOのもと、新たに豪州からの観光需要を取り込むための航空会社と連携したプロモーションや Facebook による国内外への情報発信など、新たな取組みを実施しています。令和 2 年度においては、インバウンド向け体験型コンテンツの充実やプロモーション・セールスについて、長崎市版DMOがより主体的に取り組むことで、さらなるインバウンド誘客の強化を図ることとします。</p> <p>「観光資源の磨き上げ」については、2 つの世界遺産である「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の保存・活用や環長崎港夜間景観向上基本計画に基づく夜景の魅力向上を図るとともに、観光庁の支援事業を活用し、欧米豪からの外国人観光客に訴求する体験型コンテンツの造成を行っています。</p> <p>「ストレスフリーの環境整備」については、主要観光施設及び路面電車の電停における公衆無線LANの整備・運営を行っており、民間が運営するアプリを活用し、無線LANの利用開始一元化も行っています。また、観光施設の説明板やパンフレット及び飲食店メニューの多言語化やキャッシュレス化の推進等、民間企業とも連携しながら外国人観光客が一人でも周遊・滞在を楽しむための環境整備、地域消費の拡大につながる取組みを推進していきます。</p> <p>「海外への情報発信」については、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を活用した巡礼ツアーを造成するため、長崎市の重点市場であり、キリスト教と親和性の高い韓国、フィリピン及び欧州の教会関係者や旅行会社等の招請を行っています。今後は、欧州・豪州を中心にWeb媒体等を活用し、長崎市の魅力発信をより強化するよう取組みを推進していきます。</p> <p>今後これらの取組みを確実に推進し、交流人口の拡大に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 企画財政部	産業雇用政策課 開港 450 周年事業推進室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造 ②長崎港開港 450 周年を契機に港を生かした新産業創設に努めること。			
回 答 <p>令和3年度に長崎開港 450 周年を迎えるにあたり、令和元年8月に長崎県、長崎市、長崎商工会議所が発起人となり、官民 141 の団体による長崎開港 450 周年記念事業実行委員会を組織し、記念事業の準備を進めているところです。長崎開港 450 周年記念事業については、次の 50 年に向けたスタートの機会として位置づけ、長崎港が育んできた歴史、文化を継承し、シビックプライドを醸成するとともに、魅力の発信による交流人口の拡大や長崎の海洋フィールドにある製造・流通・水産・観光・レジャーなどの技術・資源を活かし、広い海洋利用の視点に立った新たな海洋関連産業の育成、創出に向けた契機とし、新しい港の活かし方や海の楽しみ方の創造につなげることを基本方針の一つにしています。</p> <p>港を生かした新産業創設の検討については、この実行委員会の中に、イベントの実施検討のほか、大学や海洋関連分野の企業の関係者で構成されるワーキンググループを設置し、それぞれの専門的見地からご意見等をいただき、次の 50 年を見据えた長崎港の役割や将来像（ビジョン）を検討することとしています。このようなワーキンググループでの一連の作業で構築される業種業態の垣根を超えたネットワークが、令和3年度以降、新産業を生み出す交流基盤（プラットフォーム）となり得るものと考えています。</p> <p>現在、長崎市では、「新たな産業の“種”となり得る大学での研究」や「新分野進出の意向を持つ地場企業」を把握するための調査を行っています。今後も、県内大学の研究のほか、新たに研究開発拠点を立地した誘致企業の技術と地場企業とのマッチングに向けた取組みを行うなど、海洋関連分野をはじめとする様々な分野について新産業の創出をめざします。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部 水産農林部	世界遺産室 観光政策課 観光推進課 水産農林政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ①「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。			
回 答 長崎市には、平成27年に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の8資産と、平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の3資産をあわせて11の資産があります。 世界遺産の構成資産は、将来にわたる万全の保護措置や来訪者に対する受入態勢の整備が必要です。 「産業革命遺産」の構成資産のうち、特に劣化の激しい端島（軍艦島）については、「史跡高島炭鉱跡整備基本計画」に基づき、計画的な保存整備を実施しています。端島以外の構成資産についても、三菱重工業株式会社長崎造船所所有の稼動資産以外は、国の文化財に指定されていることから、国の文化財補助事業を活用することとしています。また、「潜伏キリシタン関連遺産」についても国の文化財補助事業を活用することとしています。 構成資産の整備については、多額の予算を必要とすることから、今後とも、引き続き、国や長崎県に対し、財政面での支援を強く求めていくとともに、端島の整備に関しては、端島見学施設使用料及びふるさと納税などを原資とする「端島（軍艦島）整備基金」を設置しており、将来にわたる整備事業の財源を確保していきます。 また、端島見学施設の災害復旧対策については、これまでの台風による施設損壊の経験に基づき、その都度必要な資材について準備を行ってきましたが、平成30年の台風では想定を超える被害が発生したことを踏まえ、施設を早期に復旧できるよう、必要な資材を事前に調達しました。 併せて、令和元年の台風では、平成30年と同様の被害が発生し、復旧に時間を要していることを踏まえ、資材の事前調達の他にも、施設損壊に係る事前予防策については令和2年度から実施する予定としていますが、さらなる予防策や早期契約のあり方などについても検討していきます。 周辺環境整備については、これまでも教会堂周辺の環境に配慮した駐車場、トイレ、構成資産までの歩行者用ルートの整備を実施しているほか、出津、大野の集落については観光客の増加による住民の生活環境への影響が出ないように、地元住民の意見もお聴きしながら、誘導板や案内板の設置などを実施しています。 また、4カ国語表記の説明板を道の駅「夕陽が丘そとめ」と外海歴史民俗資料館に設置するなど来訪者への情報提供を行うとともに、これらの施設に遠藤周作文学館を加えた3			

施設には、外国人観光客を含めた来訪者の利便性向上のため、公衆無線LAN環境を整えています。

さらに、道の駅「夕陽が丘そとめ」には、世界文化遺産登録後の来客増加に対応するため、普通乗用車25台が駐車できる第5駐車場を整備し、混雑時の渋滞が道の駅の外に生じないように努めています。

今後とも世界遺産価値を損ねることのないよう、構成資産及び周辺環境の保存整備に努めるとともに、地域住民に喜んでいただけるよう、価値を磨き上げていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 企画財政部	産業雇用政策課 移住支援室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ①将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。			
回 答 人口減少対策は長崎市として最優先で取り組むべき課題と認識しており、特に若年者の定住を促進することは喫緊の課題です。 その解決に向けては、まず、将来を担う若年者の県外流出を防止するため、「企業情報及び長崎で暮らす魅力の情報発信」と「地元企業の採用活動促進」を柱とした若年者雇用促進策を実施しています。 具体的には、「情報発信」について、地元企業の紹介番組の制作や、地元企業及び長崎で暮らす魅力を発信する書籍の発行のほか、地元企業と学生の接点を創出するため、進学時の最大の転出先である福岡県で地元企業研究会を開催しています。 また、「地元企業の採用活動促進」については、効果的な採用活動方法などを学ぶセミナーを開催するほか、企業ホームページの制作・改修や、県外で開催される企業説明会への出展など、採用活動に係る経費の一部を支援しています。 企業誘致については、若年者にとって良質な雇用機会を拡大する観点から、若年層の流出に歯止めをかけるための即効的かつ効果的な施策であると認識しています。 平成25年度から平成30年度までに19社を誘致し、現時点で約2,000人の雇用を創出しており、令和元年度以降の立地予定分8社を含めると、今後、更に約1,700人の雇用を見込んでいます。 企業誘致における正規雇用の拡大策としては、長崎市企業立地奨励条例の雇用奨励金の交付要件において、正規雇用者数を重視した補助としています。 今後とも、さらなる雇用の創出に向けて、市独自の企業訪問活動や県及び長崎県産業振興財団と連携した企業誘致活動を進めていくとともに、既に立地した企業に対しても、引き続き正規雇用の拡大を要請していきます。 次に、U・I・Jターンに対する定住支援策については、令和元年度から年間200人の移住者を目標として、移住支援に取り組んでいます。 具体的には、新組織「移住支援室」を設置するとともに、総合相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」を開設し、専任の相談員が移住希望者からの「住まい」「仕事」「子育て」などに関する相談に対し、きめ細やかな支援を行っています。特に、移住希望者が移住を決断する際に重要な要素となる「仕事」については、相談員が、市内企業への訪問やながさき移住サポートセンターなど関係機関と連携し求人情報を収集することで、移住希			

望者と仕事のマッチングを行っています。

また、移住希望者が対面で相談できる機会の提供や新たな移住希望者の掘り起こしを行うため、首都圏などで開催される移住相談会に参加するとともに、県外からの移住者の経済的負担の軽減を目的とした、「長崎市移住支援補助金」と「長崎市子育て世帯ウェルカム補助金」を創設するなど、支援の充実を図っています。

今後とも、一人でも多くの移住者に長崎市を選んでいただけるよう、支援制度や補助制度の周知に努め、きめ細やかな支援に取り組んでいきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ②産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。			
回 答 平成 30 年度以降、特に情報通信関連分野において、全国的にも知名度が高い企業の研究開発拠点の長崎市への立地が決定しましたが、この背景には、平成 28 年度に長崎県立大学に情報セキュリティ学科が開設されるなど、情報通信関連分野の人材育成に係る環境が整備されてきたことが要因の一つであると考えています。 また、現在進めている「新産業の種を育てるプロジェクト」の取組みでは、県内の大学の研究分野における「新たな産業の“種”となり得る研究」の調査・抽出及び「新分野進出の意向がある地場企業」の把握を行い、企業の新たな分野への進出を促すことを目指しています。地元の大学・企業が有する様々な知見やノウハウなどの活用を目的に長崎市への立地を検討することも考えられ、誘致企業と大学・地場企業とを結びつけることは、企業誘致における強みとなるものと考えています。 今後、令和 2 年度に長崎大学に情報データ科学部が新たに開設されるほか、令和 3 年度には長崎県立大学に情報セキュリティ学科の学生と IT 企業が共同で研究する共同研究センターが開設されるなど、新たな取組みも生まれていることから、引き続き、大学や県、企業と連携して企業誘致に資する環境整備の促進に努めます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 中央総合事務所	産業雇用政策課 生活福祉 2 課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。			
回 答 非正規雇用者については、平成 6 年以降、全国的に緩やかな増加傾向にあり、長崎市においては、平成 28 年経済センサス活動調査によると、雇用者 166,753 人のうち約 4 割の 65,746 人が非正規雇用者となっています。 こうしたなか、平成 30 年 7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、各種取組みが平成 31 年 4 月から順次施行されています。 関係法律のなかでも、非正規雇用者に対する待遇改善の取組みとしては、「パートタイム・有期雇用労働法」の施行により、同一企業内において、正規雇用者と非正規雇用者の間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な差をつけることを禁止し、両者の間に不合理な待遇の違いがある場合は、就業規則や賃金規程の見直しが必要となりました。 これら関係法令の遵守にあたっては、長崎市が発行する「労政だより」において順次情報発信を行いながら、引き続き、労働条件の改善に向けた情報収集及び周知・啓発を行い、事業所における計画的な対応が実施されるよう取り組んでいきます。 なお、未就職者について、就職と収入増を図るため、長崎労働局との共同事業として、平成 26 年 9 月から、庁内に生活保護受給者等を対象としたハローワークの常設窓口を開設しているほか、離職等により経済的に困窮し、住居を失う恐れのある方への住居確保給付金の支給など、国や長崎県と連携して取り組んでいます。 今後も関係機関との連携を密に、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	水産農林政策課 農林振興課 水産振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (6) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。			
回 答 農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化、後継者不足、農地の荒廃化及び生産コストの増大といった課題や人口減少・超高齢化社会の進展、消費の多様化及びTPP等によるグローバル化など、社会的要因も大きく変化しています。 農業の振興については、「第1次長崎市農業振興計画(後期計画) (平成29年度～令和2年度)」に基づき、関係者と連携を図りながら、地域ブランドの育成を推進する「産地づくり」、安心して農業を営む環境づくりを進める「地域づくり」、意欲ある農業者の育成確保を図る「人づくり」、多様な主体の交流促進により食関連産業を活性化する「交流づくり」の4点を柱に、担い手が継続できる農業の実現をめざし、取組みを進めています。 具体的には、長崎市を代表する農産物である「びわ」、「長崎和牛・出島ばらいろ」など地域ブランドの生産や、「いちご」、「花き」など地域特産の農産物の生産基盤の充実、生産者の所得向上や消費拡大に向けた取組みを進めています。 また、農業者を確保・育成するため、初期投資の軽減策やフォローアップ体制の充実を図るなど、魅力ある農業施策に取り組んでいきたいと考えています。 次に、水産業の振興については、「第3次長崎市水産振興計画(平成28年度～令和2年度)」、各浜の実態に合わせて策定した「浜の活力再生プラン」及び漁協の枠を越えた「広域浜プラン」に基づき、漁港施設の整備、水産種苗の放流、新規漁業者への支援事業等を着実に実践し、長崎市の豊かな水産資源を強みとした水産業の振興を図っています。 また、水産加工業者などで構成する実行委員会に対して、首都圏における展示商談会に出展する際の経費を補助し、単独出展が困難な事業者が効率的にバイヤーと商談できる機会を創出しています。 さらに、ホームページやSNSを活用した「魚の美味しいまち長崎」の情報発信を行うとともに、ガイドブックやタペストリーによる「四季の美味しい魚」提供店舗の顕在化を行い、受入体制の強化にも取り組んでいます。 地産地消の推進による「長崎の食」のPRについては、食関係団体と連携したイベントの開催、広報ながさきやホームページ等による長崎ならではの食材や食文化の情報発信、農水産物直売イベントの開催に取り組んでいますが、今後はより効果的なPR手法についても検討していきます。 また、ブランド化及び販路拡大については、重点品目である「なつたより」、「長崎和牛・			

出島ばらいろ」、「長崎の魚」に、長崎市が全国有数の生産地である「トラフグ」を加え、競争力のある商品を中心に長崎の農水産物の知名度の向上及び販路拡大に努めていきます。

令和2年度は「第1次長崎市農業振興計画(後期計画)」及び「第3次長崎市水産振興計画」の終期にあたるため、現計画の効果の検証を十分に行ったうえで、新たな計画策定に着手したいと考えています。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	自治振興課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり</p> <p>①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>市内における刑法犯認知件数は、平成 12 年をピークに減少傾向にありますが、9 月に発生した未成年のコンビニ強盗事件をはじめ、特殊詐欺や声かけ事案など、地域住民を脅かす犯罪は依然として発生しています。</p> <p>このような中、長崎市では、様々な会議やキャンペーンの共催等による長崎県警察との連携強化、市内における犯罪状況やその対策を紹介する防犯パネル展の開催、ホームページによる自主防犯活動団体の情報発信、各地区防犯協会や青色回転灯防犯パトロール団体（令和元年 11 月現在、19 団体）といった地域の自主防犯活動団体への活動費助成などを通じて、犯罪被害の防止や地域防犯力の向上を図っています。</p> <p>また、長崎市安全・安心まちづくり推進条例に基づき設置した協議会においては、関係機関や団体、公募により市民から選ばれた委員と犯罪のない安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るための協議を行い、様々な意見を反映した施策となるよう努めています。</p> <p>暴力追放運動につきましても、長崎市と暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議（令和元年 11 月現在、地域・防犯・商工団体、報道・行政機関等 116 団体で構成）との共催で、毎年 4 月の「暴力追放強調月間」に開催している市民集会等において、長崎県警察をはじめ長崎県暴力追放運動推進センター、長崎地区保護司会等と協力し、啓発を行っています。また、長崎市暴力団排除条例に基づき、警察や同センター等の関係団体と連携して暴力団の排除を進めています。</p> <p>次に、市内における交通事故の発生状況は、発生件数、負傷者数ともに平成 15 年をピークに減少傾向にあるものの、死者数は平成 23 年から横ばい傾向にあり、特にそのうち高齢者のかかわるものが半数を占めるなど、高齢者の交通安全対策が課題となっています。</p> <p>そこで長崎市では、「第 10 次長崎市交通安全計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）において、子どもや二輪車の交通安全対策とともに高齢者の交通安全対策を重点施策とし、長崎県、各警察署、長崎市交通安全協会連合会、長崎市交通指導員、長崎市交通安全母の会連合会など、長崎市交通安全対策推進協議会の関係機関・団体と緊密に連携を図りながら、春・夏・秋・年末の各季の交通安全活動を積極的に推進しています。</p> <p>また、令和 2 年度から新たに高齢運転者を対象とした交通安全講習を開催するなど、高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の促進に努めたいと考えています。</p> <p>今後とも、犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するため、各種団体等と十分な連携を図っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	ー	防災危機管理室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（1）地域住民と協働した安全・安心のまちづくり</p> <p style="padding-left: 20px;">②防災無線のデジタル化に伴い、難聴地区等の解消に向けた取り組みを行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>防災行政無線のデジタル化整備にあたっては、屋外スピーカーの機種（近距離用・中長距離用）の検討も踏まえながら事業を進めているところです。</p> <p>従来のスピーカー配置の考え方は、平面的に350メートルメッシュの配置バランスとしていましたが、デジタル化基本設計では建物や地形など立体的な視点も考慮した配置シミュレーションを行うことで、難聴地域あるいはスピーカーが近接しすぎて生じるハウリング現象（共鳴）の低減化を図っていくこととしています。また、整備完了後は要所で音達調査を行い、シミュレーションとの乖離がある場合はスピーカー機種の再検討を行うなど、改善を図っていきます。</p> <p>一方、屋外スピーカーによる音達地域を居住条件（気象状況、住宅性能、地形）に関わらず全ての地域で確保することは現実的にも困難ですので、引き続き防災メール、テレホンガイダンス、テレビのデータ放送といった情報伝達手段の活用についても周知を図っていく必要があると考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 土木部 企画財政部 文化観光部	長崎駅周辺整備室 都市計画課 土木企画課 大型事業推進室 交流拠点施設整備室
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (2) 長崎駅周辺(尾上町～幸町)の環境整備 ①新市庁舎・新たな文化施設・MICEを含めた長崎駅周辺整備・新幹線整備と連続立体交差事業と民間で建設計画のスタジアム等大型事業の建設については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。			
回 答 市中心部では短期間のうちに大型施設が整備され、新たに発生する交通による影響が考えられます。 そのため、現在、施設事業者、交通管理者である長崎県警、幹線道路の管理者である長崎県などと連携し、予想される課題などについて協議・調整を行っています。 具体的には、交流拠点施設は、施設へのバス、タクシーの乗入れについて事業者と協議を実施しているほか、新長崎駅とのアクセスについて警察と協議を進めています。 また、幸町複合施設は、商業施設やホテル、オフィス等に起因する平常時の人や自動車の流れに加え、スタジアムやアリーナでのイベント開催日の人や自動車の流れによる交通量の増加を加味した交通解析を基に、周辺道路や高架下利用のあり方などについて開発事業者、交通管理者、道路管理者、公共交通事業者などで協議・調整を進めています。 さらに、新市庁舎は、周辺道路の拡幅整備やバスベイ整備などを行うことにより、公共交通機関からのアクセス向上や円滑な車両の誘導、安全で快適な歩行空間の確保を図ることとしています。 今後も、関係者間における連携を図りながら、スピード感を持って対策を進めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	まちなか事業推進室 都市計画課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (3) まちなかの再整備推進と中心市街地活性化の推進を図り、暮らしやすい環境を整備するための制度を確立すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎駅周辺の再整備や松が枝周辺の機能強化と連動させながら「まちなか」の活性化を推進するため、平成25年度から「まちぶらプロジェクト」に取り組んでいるところです。</p> <p>この「まちぶらプロジェクト」は、新大工から浜町を経て大浦に至るルートを「まちなか軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアにおいて、それぞれの魅力を顕在化するとともに、軸上の各エリアの回遊性を促す取組みを、地域との連携を図りながら、強力に進めて行こうとするものです。</p> <p>これまで、新大工町や浜町における市街地再開発事業の支援、中島川・寺町周辺でのまちなみ形成や歳時の顕在化、銅座川プロムナードの整備に向けた調整や銅座界わい路地魅力向上事業、唐人屋敷顕在化事業、洋館活用事業、公衆便所の整備など、ハード・ソフト両面からの取組みを実施しており、令和2年度からは、まちなかの一部のエリアで、町家を活用し、賑わいを生み出すという視点から、新たな助成を行うなど、取組みを充実させていきます。</p> <p>また、市民等が主体となってまちなかの賑わいを創出する地域力によるまちづくりも併せて進めています。新大工町エリアでは、商店街と連携し、市街地再開発事業の工事期間中の工事の仮囲いを利用したまちの魅力発信事業などを行い、中島川・寺町エリアでは、住み良い地域づくりを目的として、歳時などをテーマに回遊する地域主体で行うイベントなどにも引き続き取り組んでいきます。</p> <p>中心市街地を含む「都心部」は、都市計画マスタープランで「高いレベルの商業・業務・行政・福祉などの都市機能が集積し、市全体をけん引する役割を持つ地域」として位置付けるとともに、立地適正化計画で「都心部都市機能誘導区域」に設定し、都市機能を誘導しやすい環境を整える方針としていることから、都市計画の見直しによる高度利用に向けた規制緩和や、立地適正化計画に係る支援措置の活用も視野に入れて都市機能の維持・増進を図ることにより、暮らしやすい環境整備を推進したいと考えています。</p> <p>このほか、都心部において、民間による快適な生活環境や若者の楽しみの場の創出など、民間活力の導入促進を図るため、民間都市開発事業の活性化を目的とした「都市再生緊急整備地域」の令和2年度指定に向け、関係者との協議・調整を進めています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(4) 乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進（西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか）及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>現在、バス空白地域において、乗合タクシーを5地区、合併地区や離島を中心に路線バスやコミュニティバスを10路線、デマンド交通を1地区で運行し、平成30年度については、1地区を除きいずれも運行事業者に対して補助金を交付しています。</p> <p>これらの公共交通は地域住民の日常生活に必要な移動手段で、利用者数は減少傾向にあり、路線維持に伴う長崎市の財政負担も増加していますが、効率的な運行内容等へ見直しを図りながら、今後も引き続き確保に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、バス空白地域の解消に向けた取組みは、路線バスの停留所の新設や路線延長、道路整備に併せた路線開設などを基本として、交通事業者と協議しながら可能な限り対応しているところで、新たな地区への乗合タクシー等の導入は、道路幅員が狭隘であることや、地域の人口規模が小さく採算性が見込めないこと、タクシー事業者との調整が困難などの課題から、現実的には難しいと考えています。</p> <p>しかしながら、日常の交通手段の確保は大変重要な課題ですので、令和元年6月より新たに「まちをつなげるプロジェクト」を立ち上げており、国の動向や他都市の先進事例等を把握し、交通事業者等関係機関との連携を図りながら、地域にあった移動手段の確保に努めたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所 まちづくり部 土木部	地域整備 1・2 課 都市計画課 土木建設課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備 ①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、車みち整備事業については、区域を拡充し継続を図ること。			
回 答 長崎市においては、斜面市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るために8地区を選定し、生活道路の整備を中心に「斜面市街地再生事業」を進めていますが、多くの家屋移転を伴うことなどから、事業に長期間かかっており、整備効果が現れるのに時間を要しています。 しかしながら、斜面地の居住環境改善には、車の通る道路整備が緊急の課題であることは十分認識しており、引き続き着手している生活道路の早期完成に努めていきます。 「車みち整備事業」については、平成25年度から事業を開始し、令和元年度までに、目標を上回る25路線、延長約3,200メートルの整備を行っています。 この「車みち」は、通常の道路整備に比べ、短期間で事業費を抑えた整備を行うことができ、道路整備後は自家用車以外に、福祉車両やタクシー、宅配車両の通行が可能になったこと、及び消防・救急活動を行いやすくなったことにより、住み慣れた地域で安心して住み続けられる環境が整い、定住人口と地域コミュニティの維持にもつながっているものと考えています。 道路整備沿線の住民を対象に行ったアンケートでも、「生活環境が改善された」との肯定的評価を多数得ています。 このアンケート結果やこれまでの整備効果の検証を行った結果、車みち整備事業は密集市街地の斜面地において有効な施策であり、また要望等も継続してあることから、事業期間を令和5年度まで延長して実施することとしています。 また、車みち整備事業区域以外の地域においても、自家用車や福祉車両、救急車両が家の近くまで乗り入れられるようにしてほしいとの声が多く寄せられています。 そこで、令和2年度から、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、車みち整備事業の対象区域外において、道路の一部拡幅や離合場所・回転場所の確保など、生活道路の整備を行うための新たな制度である「くらしの道整備事業」を設けることとしています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建築部	住宅課 建築指導課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備 ②長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。			
回 答 空き家対策については、平成 29 年 1 月に策定した「長崎市空家等対策計画」の中で、「市民が安全で安心して住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（特定空家等）にしないととも、特定空家等をなくす」という基本理念を掲げ、対策を行っています。 「特定空家等をなくす」取組みとしては、特定空家等の所有者に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく「助言・指導」を行うとともに、老朽化が進み、周辺に悪影響を及ぼしている特定空家等については、所有者に対し、老朽危険空き家除却費補助金や老朽危険空き家対策事業の活用による除却を促しており、平成 23 年度から平成 30 年度までに老朽危険空き家除却費補助金により 148 件、平成 18 年度から平成 30 年度までに老朽危険空き家対策事業により 51 件の除却が完了しています。 なお、老朽危険空き家対策事業については、事業の対象区域を現在の既成市街地（330 町丁目、約 3,900ha）から全市域へ拡大することとしています。 また、修繕や除却による改善に至らず、そのまま放置すれば危険であると判断される特定空家等については、法に基づく「勧告」「命令」や「行政代執行」による除却も視野に入れ、厳正な対処を行っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	農林振興課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (6) 有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、カラス、アライグマ）等の強化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>有害鳥獣対策については、「防護対策」、「棲み分け対策」、「捕獲対策」の3つの対策を基本に、迅速かつ効果的な被害防止対策に取り組んでいます。</p> <p>農作物の被害金額は、平成28年度、約4,900万円、平成29年度、約4,200万円、平成30年度、約3,300万円と年々減少しておりますが、平成30年度の被害相談件数は1,000件を超えており、特に生活環境被害の相談件数は、600件以上となり、全体の6割を占めています。</p> <p>まず、「防護対策」については、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵の設置を進めるとともに、市独自の取組みとして、国庫事業の要件に該当しない小規模農地における農作物被害や市街地周辺的生活環境被害を防止するために、個人の農業者や自治会等へワイヤーメッシュ柵等を貸与しています。</p> <p>なお、これらのワイヤーメッシュ柵の配布の時期については、例年、秋頃行っていましたが、令和2年度からは、年度の早い時期に貸与できるよう見直したいと考えています。</p> <p>次に、「棲み分け対策」については、ワイヤーメッシュ柵等の点検、補修及び周辺の除草作業など地域ぐるみの取組みを推進するとともに、地域住民の集会等において、有害鳥獣の生態や被害発生の原因、効果的な対策について、委託している有害鳥獣対策の専門業者が懇切丁寧なコンサルティングを行うなど、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>さらに、平成30年度から、新たな取組みとして、市内2地区の市有林の住家に隣接した箇所において、藪の刈払いや樹木の間伐を行う緩衝地帯の整備に取り組んでおり、令和元年度においても市内2地区において、緩衝帯の整備に取り組んでいます。</p> <p>次に、「捕獲対策」については、有害鳥獣の個体数を抜本的に減少させるという新たな着眼点に基づき、長崎市有害鳥獣対策協議会及び捕獲隊が連携し、計画的な捕獲体制の強化に取り組んでおり、平成30年度については、イノシシ3,732頭で過去最高の捕獲頭数となっており、今後も、捕獲目標の4,850頭に向けて、さらなる体制の強化に努めていきたいと考えています。</p> <p>これらの対策を講じているところですが、イノシシの生息区域の拡大やアライグマの目撃情報、アナグマ、タヌキなどによる被害相談も多く寄せられるなど、有害鳥獣による市街地周辺での生活環境被害の相談が増え、人口減少化や高齢化など取り巻く状況も変化していることから、今後、生活環境被害対策を進めていくために、令和2年度においては、被害状況の整理やその被害に応じた課題の抽出、対策の検討を行うとともに、その結果を基にした実証実験にも取り組んでいきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建築部	住宅課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、平成 22 年度から平成 28 年度まで、主に民間住宅の質の向上と長寿命化の促進を図ることを目的として、通称「ながさき住みよ家リフォーム補助金」を、また平成 29 年度からは、この制度に加え、浴室や便所のバリアフリー化、屋根の遮熱・断熱塗装による省エネルギー化など住宅の性能向上を目的とした「住宅性能向上リフォーム補助金」を実施してきました。</p> <p>令和元年度の実績は、「ながさき住みよ家リフォーム補助金」については、申請件数 1,147 件で予算額に達したことから、申請受付を 9 月 19 日に終了しました。また、「住宅性能向上リフォーム補助金」についても、申請件数 406 件で予算額に達したことから、申請受付を 8 月 1 日に終了しています。</p> <p>どちらの補助制度も、住宅の居住環境改善や若手技能者の育成と技術の継承を目的に取り組んでいますので、今後とも、市民の安全安心と居住環境の向上につながるよう、適宜、見直しも行いながら継続していきます。</p> <p>なお、令和 2 年度につきましては、住宅性能向上を促進するために、バリアフリー化及び省エネ化を対象とする「住宅性能向上リフォーム」に比重を移した予算としております。</p> <p>また、安心して子どもを産み育てることができる環境整備や、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、新たに 3 世代で同居、又は近居する子育て世帯を対象に住宅の新築、取得及び改修等について助成する「子育て住まいづくり支援費補助金」について、令和 2 年度より多子世帯を加え、補助対象を拡大します。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部 市民生活部	平和推進課 平和マラソン推進室
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (1) 世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は 75 年前の原爆被爆の悲惨な経験に基づき、核兵器廃絶と恒久平和の実現を国内外に訴え続けてきました。</p> <p>毎年 8 月 9 日に開催する「原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」では、長崎市長が「長崎平和宣言」を読み上げ、その模様はインターネットで世界中に動画配信しており、平成 25 年からは、英訳音声も配信しています。</p> <p>なお、宣言文は、国連や核保有国を含むすべての在日大使館などに送付するとともに、10ヶ国語に翻訳して、ホームページで発信しています。</p> <p>さらに、広島市と共同で「海外原爆展」を開催するとともに、ニューヨーク国連本部、ジュネーブ国連欧州本部及び国連ウィーン事務所には、常設展示しています。</p> <p>また、海外で平和活動に取り組む方や団体を「長崎平和特派員」に認定し、世界規模で長崎市の平和と核兵器廃絶の取組みを伝えるために、ご協力いただいています。</p> <p>平成 24 年に県市及び長崎大学が連携を図り、平和推進施策に取り組むために発足した「核兵器廃絶長崎連絡協議会」では、意識啓発のための市民講座や国際ワークショップなどを開催するとともに、「ナガサキ・ユース代表団」として若者を国際会議に派遣するなど人材育成に努めており、令和 2 年度は第 8 期生が派遣される予定です。今後も、若い世代の人材育成と活動を支援していきます。</p> <p>また、昨年 11 月に来崎されたフランシスコ教皇は、長崎の平和活動の原点の場所である爆心地において、「核兵器のない世界は可能であり必要である」と明快で力強いメッセージを発信され、私たちは大きな勇気をいただきました。教皇からの平和のメッセージを糧に、核兵器のない世界の実現に向け、全力で取り組んでいきます。</p> <p>令和 2 年度においては、4 月から 5 月にかけてニューヨークの国連本部で開催される 2020 年核不拡散条約（NPT）再検討会議に参加し、現在の核軍拡の風潮に歯止めをかける成果を得られるよう、被爆地長崎の平和への思いを強く発信し、8 月に広島市で開催される第 10 回平和首長会議総会においては、世界 163 か国・地域、約 7,900 都市が加盟する平和首長会議が世界に貢献できるよう、2020 年以降の次期ビジョンや行動計画の策定に力を尽くします。</p> <p>さらに、11 月に開催予定の「長崎平和マラソン」においては、ランナー、応援する観客、準備・運営スタッフなど、多くの方々が「平和だからこそフルマラソンができる」、「これも平和を創ることにつながる」と実感できるような平和関連イベントを開催します。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部 市民生活部	調査課 平和推進課 被爆継承課 平和マラソン推進室
事 項 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (2) 被爆 75 周年を迎えるにあたり、式典をはじめ長崎平和マラソンの開催等においては、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。			
回 答 被爆から 75 年が経過しようとするなか、被爆者の高齢化は進み、被爆の実相の継承が喫緊の課題となっています。また、核兵器を巡る国際情勢も緊迫しており、被爆地長崎から核兵器廃絶と世界恒久平和を訴えることの重要性は高まっています。 令和 2 年度は、被爆 75 周年という節目の年であるとともに、「2020 年 NPT 再検討会議」「東京オリンピック・パラリンピック」「平和首長会議総会」が開催され、国際的にも注目を集める機会が多い年でもあるため、このタイミングを最大限に活かし、平和メッセージの発信強化を図っていきます。 被爆 75 周年の式典は、東京オリンピックの閉会式と同日に開催されることから、全世界に向けて核兵器の廃絶と世界恒久平和を訴える絶好の機会であると捉え、平和祈念像前面の生花パネルのデザインを 25 年振りに変更し、また、新たに姉妹都市の高校生を平和祈念式典に招待します。 さらに、長崎平和マラソンにおいても被爆 75 周年という時機を捉え、ランナーをはじめ、会場を訪れる方、大会運営に携わる方など多くの方々が、平和に触れ、平和について考えてもらえる大会となるよう、平和関連イベントを実施したいと考えています。 その他にも NPT 再検討会議等での平和アピール活動、大学での原爆展の開催、東京オリンピック・パラリンピックに合わせた原爆・平和展の開催、被爆資料の収集・強化などに取り組めます。また、被爆 75 周年記念事業として、市民団体が実施する合唱や演劇、朗読、美術展、被爆体験記の出版等の取り組みに対して支援を行います。 被爆 75 周年を契機に、平和への機運をさらに高めて、今後も継続・発展できるように、平和を発信するイベントを継続的に開催していきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	調査課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (3) 被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）を通じて平成 27 年度から「被爆体験者支援事業の充実」とともに、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、「被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充」及び「爆心地から半径 12km の範囲の被爆地域の拡大」を国に要望しています。</p> <p>要望の結果、これまでに「認知症」、「脳血管障害」、「糖尿病の合併症」、「脂質異常症」が、対象合併症に追加されました。</p> <p>令和元年度の要望では、要望内容に「特に「がん」の対象合併症への追加」を加え、さらなる支援事業の充実を訴えたところです。</p> <p>今後とも高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の実情や被爆体験者支援事業の改善の必要性について、地元選出国會議員や市議会の皆様の協力を得ながら、国の理解が得られるよう粘り強く説明するなど努力していきたいと考えています。</p> <p>一方、国が被爆地域拡大是正に必要としている科学的・合理的根拠への糸口を見出すために、平成 25 年 12 月に専門家による原子爆弾放射線影響研究会を設置し、現在まで 10 回の研究会を開催しました。</p> <p>第 8 回までの研究会を踏まえ、平成 29 年 7 月に朝長会長から中間経過報告がなされましたが、その内容は、低線量被曝による人体影響を確定できる確固たる知見はまだ無いものの、今後も引き続き最新の研究論文等の情報を収集し検証していくことが必要であるとの報告でした。</p> <p>また、平成 29 年 7 月に、国に対して中間経過報告書を提出し、国においても放射線の人体影響に関する研究の動向を注視し、引き続き被爆者援護施策の充実に尽力いただくようお願いをしたところです。</p> <p>被爆体験者は高齢化し、様々な病気に苦しんでいる状況ですが、国が求める科学的・合理的根拠を示すことは、非常に高いハードルであることも事実です。</p> <p>今後とも専門家等の研究論文をはじめとする様々な情報の収集と意見交換を重ねていただきながら、新しい科学的・合理的根拠への糸口を見出せるよう引き続き努力していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	援護課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (4) 被爆二世については、がん検診を加えること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆二世への健康診断については、被爆二世が、がん等への健康不安を抱えていることから、健康診断にがん検診を加えるよう、これまでも「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」及び「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」を通じて、国に要望してきており、血液のがんである「多発性骨髄腫」の検査が追加されたものの、その他のがん検診については検査項目となっておらず、引き続き八者協及び原援協などを通じて、国に強く要望していきます。</p> <p>なお、長崎市における被爆二世の健康診断については、平成 29 年度から前年度の受診者には申込手続きを不要とし、事前に受診票を送付しています。その結果、平成 29 年度の受診者が前年度 2,953 人から 3,396 人と 443 人増加し、平成 30 年度はさらに 309 人増加し、3,705 人が受診しています。また、平成 30 年 11 月から受診できる医療機関を 16 機関から 139 機関に増やし、さらに平成 31 年 4 月からは 195 機関で受診できるようになっています。今後とも、受診者の利便性の向上を図り、より健診が受診しやすくなる取組みに努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	人権男女共同参画室
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。			
回 答 国においては、令和元年5月29日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が一部改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度が創設されることとなり、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向けた取組みが推進されています。 長崎市においても、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、平成28年に策定した「第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」は、女性活躍推進法の計画としても位置付けており、男女共同参画社会の実現のための意識改革・社会啓発を進める様々な取組みを行っているところです。 令和元年度も、男女共同参画推進センターにおいて、女性の起業、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事・育児等への参画促進など、多様な生き方ができる社会の実現に向け、様々な角度から男女共同参画への理解を深める講座の開催、啓発紙での周知・啓発を行っています。 長崎市としては、男女が意欲と能力に応じて仕事と責任を分担し、性別に関係なく活躍できる職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進など男女の性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを実践している企業を「男女イキイキ企業」として令和元年度に4事業所を表彰しており、事業開始した平成20年度からの表彰事業所数は24事業所となっています。これまでの表彰事業所の取り組みについて、市ホームページ等により広く紹介することで、市民や他の事業所のワーク・ライフ・バランス推進の意識の醸成に取り組んでいます。 また、男女共同参画啓発紙「男女共同参画推進特集号」において、ワーク・ライフ・バランスに関する特集テーマを掲載し、周知・啓発を図っています。 今後も、男女の性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現に向け、市民の関心やニーズを的確に把握し、関係部局や関係団体と連携して、更なる意識改革・社会啓発を推し進めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課 職員研修所
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(2) セクシャル・ハラスメントのない職場環境整備を行うとともに、全職員に対する研修を適宜実施すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、セクシュアル・ハラスメントを含むハラスメント防止に関する必要な知識の習得や職員の意識向上のため、幹部職員、新任課長、2年次係長、新規採用職員を対象に、ハラスメントに関する研修を実施しており、研修内容もセクシュアル・ハラスメントに関する事案に限らず、時代の流れに合わせて、ほかのハラスメントも取り上げています。</p> <p>なお、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、内部の相談窓口である苦情相談員を配置するとともに、ハラスメントを受けた者が、周囲の目を気にすることなく安心して相談できる環境を整備するため、外部の相談窓口（弁護士：男女各1人）を設置しているところです。</p> <p>また、苦情相談員による解決が困難な事案や防止策等について検討する「ハラスメント対策委員会」を設置するとともに、当事者間の主張に不一致が認められるなど、市内部による対応が困難な事例については、附属機関として設置している、学識経験者で構成する「ハラスメント調査等審議会」で調査審議することとしています。</p> <p>今後とも、ハラスメントのない職場環境づくりを目指していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(3) 児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。</p>			
<p>回 答</p> <p>児童虐待防止対策については、平成 30 年 6 月に、国において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられました。児童虐待への対応については、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に行うことが重要です。本対策において、児童虐待への対応における関係機関の連携についても、その強化が示されたところです。</p> <p>長崎市では、福祉・保健・医療・警察・教育・地域の団体や児童相談所などの 36 の関係機関から構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置し、密接な連携を図りながら情報交換や適切な支援方法の協議等を行っています。</p> <p>同協議会の実務者を対象とした会議では、事例検討や研修会を概ね月 1 回実施し、関係機関と連携を図るとともに、職員の資質向上の場としても活用しています。</p> <p>また、緊急性が高いケースや対応が難しいケースについては、個別ケース会議を開催し、共通認識のもとで役割分担しながら個々のケースに応じた支援を行っており、平成 30 年度は 426 回の会議を開催しました。</p> <p>児童虐待の防止においては、未然防止から、早期発見、保護、支援に至るまでの「切れ目のない支援」がとても大切であり、より適切な対応を行っていくためには、関係機関の連携・協力が不可欠ですので、今後とも関係機関との更なる連携を図りながら、児童虐待の防止に取り組んでいきます。</p> <p>なお、児童虐待防止対策の強化については、平成 28 年に児童福祉法が改正され、住民に最も身近な基礎自治体については、児童虐待などの支援が必要な子どもとその家庭等の総合的な対応を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備が努力義務とされたことを受けて、長崎市においても令和元年度に子育て支援課を支援拠点として位置づけたところです。</p> <p>複雑・深刻化する児童虐待問題に、これまで以上に迅速かつ専門的に対応できるよう、職員の専門性の向上を図るとともに、支援拠点における相談支援体制の更なる充実についても検討していきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所	地域整備２課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (1) 諸団体（自治会、学校、警察等）から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所（ガードレール、カーブミラー等）を早急に改善すること。			
回 答 生活道路として重要な役割を果たしている市道や多数の住民が利用している里道、公共性の高い私道については、誰もが安全・快適に利用ができるよう環境整備を進めています。 生活道路の環境整備にあたっては、交通管理者である警察とも調整を図りながら、交通事故が多発している箇所や、緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を優先し、歩道の新設改良やガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設の整備、路面や階段等の補修、側溝の整備などを行うことにより、危険箇所の早期改修・改善に努めています。 特に、通学路については、道路管理者、学校、警察等との合同点検を実施し、対策が必要な危険箇所については、外側線やガードパイプの整備、路側帯のカラー化により、歩車道の区分を明確にするなど、安全性の確保に取り組んでいます。 今後とも、住民の皆様が、安全・安心な生活ができるよう、また児童・生徒が安全・安心に通学できるよう、学校、自治会、警察等の関係者及び関係機関と連携を図りながら、対応に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	土木企画課 長崎駅周辺整備室 都市計画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (2) トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。			
回 答 トラック・タクシーベイの設置は、利用者の安全・安心や利便性向上のみならず道路交通の円滑化に寄与するものであり、これまで、道路管理者や交通管理者の協力のもと、公道上にタクシー用として14か所51台分、トラック用として6箇所19台分が確保されています。このほか、平成13年から一定規模以上の建物を建築する際には、床面積に応じた荷さばき車両の駐車スペースの設置を条例により義務付けています。 ご指摘の地区は、荷さばきやタクシー利用の頻度が高く、トラック・タクシーベイの整備・拡大の必要性は認識していますが、このうち、浜町及び新大工は、道路幅員や交通量の多さ、埋設物や支障物件の存在から早急な対応は難しい状況です。しかし、現在、計画又は事業が行われている市街地再開発事業で建築される一定規模以上の建物は、床面積に応じた適切な荷さばき駐車スペースの確保が担保されることとなります。また、長崎駅周辺は、土地区画整理事業において、タクシーベイが整備され、荷さばき駐車スペースも同様に、条例により確保が担保されています。 しかしながら、既存店舗などにおける荷さばき車両に対応するためには、共同のトラックベイが必要となりますので、快適な道路幅員や渋滞緩和の観点から、トラック・タクシーベイの整備・拡大の可能性について、道路管理者や交通管理者などと協議を行っていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。			
回 答 長崎市は、平成 14 年に「長崎市交通バリアフリー基本構想」を策定し、長崎駅と浦上駅を中心とする 2 つの地区を重点整備地区として定め、交通事業者や道路管理者、公安委員会において、重点的・一体的なバリアフリー化を推進してきました。 その後、国の制度改正などを踏まえて、平成 26 年に「長崎市バリアフリー基本構想」として策定し、既存施設のバリアフリー化が必要な箇所として、特定事業計画に 171 事業を位置づけ、バリアフリー化を推進しています。 しかしながら、平成 26 年の策定時から一定期間経過し、すでに移転を終えた県庁舎をはじめ、市庁舎移転や交流拠点施設建設、長崎駅周辺の再開発、新大工町地区市街地再開発、県庁舎跡地活用、長崎スタジアムシティプロジェクトなど、高齢者・障害者をはじめ、多くの市民が頻繁に利用する生活関連施設の移転、新設に伴い歩行者動線に変化が生じることから、これらを踏まえた基本構想に見直す必要があります。 また、平成 30 年 5 月にバリアフリー法が改正され、旅客施設や道路などの新設等に係る事前届出など、より一層バリアフリー化を促進するためのバリアフリーマスタープラン制度が創設されました。 これら周辺環境や制度の変化を踏まえ、基本構想の見直しに向けて施設設置管理者や高齢者、障害者団体等で構成する「長崎市移動等円滑化推進協議会」を令和元年 4 月に設置したところであり、今後、高齢者・障害者団体等へのヒアリングやまち歩きワークショップ等を通じた利用者側のニーズを踏まえながら、「長崎市バリアフリーマスタープラン」及び「第 2 期長崎市バリアフリー基本構想」を令和 2 年度中に策定し、更なるバリアフリー化の推進に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。			
回 答 <p> NEXCO西日本が管理する長崎バイパスについては、当該道路が高速自動車国道と一体になって機能する全国路線網に含まれており、料金徴収期間は、高速自動車道路と同様の60年間に設定され、令和42年(2060年)までとなっています。 </p> <p> なお、平成22年6月28日から平成23年6月19日まで実施された無料化社会実験では、長崎バイパスの交通量が無料化前に比べ約3割増加し、国道34号は約1割減少するなど、国道34号の渋滞・混雑緩和につながる事が確認された一方で、長崎バイパスに接続する県道長与大橋町線や昭和馬町線などでは朝夕に大きな渋滞が発生するなどの課題が確認されました。 </p> <p> 長崎市としては、長期の料金徴収期間が残されており、早期の無料化又は低廉化は困難であると考えていることから、まずは長崎市の東部地区と中心部のアクセスの向上を図るため、長崎自動車道・長崎IC～長崎芒塚IC間の4車線化や、国道34号新日見トンネルの早期完成について、NEXCO西日本や国土交通省に対し強く働きかけていきたいと考えています。なお、長崎自動車道は令和3年度、国道34号は令和2年度の完成に向けて順調に工事が進められています。 </p> <p> 次に、ながさき女神大橋道路については、平成17年12月に供用開始され、料金徴収期間は令和17年(2035年)までの30年間となっています。また、川平有料道路は、昭和63年7月に供用開始され、料金徴収期間は令和10年(2028年)までの40年間となっています。なお、川平有料道路については、平成21年からはETC装着車を対象に終日3割引の本格運用が行われるなど、利用者の負担軽減を図る措置が講じられています。 </p> <p> この2つの道路は、受益者負担の考えに基づき長崎県において有料道路として整備され、通行料金が維持管理費や建設費(借入金)の償還に賄われており、また、通行料金の無料化又は低廉化は並行する道路や接続する道路などに大きな影響を与える可能性があることから、その実施については長崎県において慎重に判断されるものと考えています。 </p> <p> 長崎市としては、今後も情報収集に努めていきたいと考えています。 </p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>（5）陸と海の交通網を活かした街づくり</p> <p>①高島・伊王島・池島航路を存続させること。</p>			
<p>回 答</p> <p>市内の有人離島である高島及び池島と本土とを結ぶ定期航路は、補助航路として国の認定を受け、長崎～伊王島～高島航路は国、県、市の支援により、池島～神浦間は国、県の支援により現在、航路の維持が図られています。</p> <p>島民数は減少していますが、本土への唯一の移動手段であり、また、生活物資を運搬する手段としても重要ですので、今後とも地元住民、運航事業者、国、県等と連携し、航路の改善に向けた取組みを進めながら、航路を維持したいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (6) 市内中心部の交通量を減少させる対策（パークアンドライド等）を推進すること。			
回 答 長崎市では、道路混雑の緩和、公共交通機関の利用促進、環境負荷の軽減を目的として、松山地区の平和公園駐車場、松山町駐車場、県営野球場駐車場の3箇所において、駐車時間2時間超の駐車料金を1回当たり620円に設定し、パーク・アンド・ライドを実施しており、1日当たり40台程度が利用されています。 しかしながら、松山地区以外においては、パーク・アンド・ライドとして位置づけている駐車場はなく、新たな整備も困難な状況です。 このため、現在、国や長崎県、長崎県警、関係市などで構成する「長崎県交通渋滞対策協議会」において、商業施設の駐車場を活用した店舗利用型パーク・アンド・ライドの実施について、関係機関の協力のもと、検討・調整を行っているところです。 今後とも、「長崎県交通渋滞対策協議会」などの場を活用しながら、市中心部の交通量を減少させる対策に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (7) 女神大橋と連結する国道 202 号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。 また、福田バイパス（仮称）の早期実現を図ること。			
回 答 <p> 市中心部の西に位置する福田地区では、大規模集合住宅や大型商業施設の立地が進むとともに、平成 17 年のながさき女神大橋や平成 23 年の長崎南環状線・田上 I C～新戸町 I C間の開通などにより国道 202 号の交通量が増加し、また、隣接する小江地区には小江工業団地や砕石業などが立地していることから大型車も多く通行する現状にあります。</p> <p> 福田地区を通過する国道 202 号は、幅員が狭く、大型車が離合しにくい箇所や、歩道が十分確保されていない区間が残されていることから、これまでも地域の皆様の協力を得ながら、道路管理者である長崎県において、大浜町の大迫バス停付近や、小浦町の中浦バス停付近、フレスポ福田ウエスト前などで、歩道やバスベイの整備などが行われています。</p> <p> 現在は、小浦舟津公園前交差点から福田郵便局前交差点間の約 770mにおいて、歩道整備などが進められており、平成 30 年度末の進捗率（事業費ベース）は約 68%となっており、令和元年度も引き続き、用地取得や改良工事が進められています。</p> <p> 次に、「(仮称) 福田バイパス」については、事業主体である長崎県が、平成 24 年度に国道 202 号の福田地区の交通状況に関する調査を実施しており、調査の結果、小江町と大浜町区間の交通量の大半は通過交通ではなく地区内の移動交通であり、仮にバイパスを整備しても交通量が少ないと見込まれること、また、その整備に多額の費用が必要なことなどから、現時点においては長期的な課題であるという見解が示されています。なお、令和元年度には再度、交通状況の実態調査が行われており、その解析結果を基に、改めて見解が示されるものと考えています。</p> <p> 長崎市としては、地元が抱える問題を早く解決できるよう、長崎市、市議会、交通関係者、地元関係者で構成する「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、引き続き、長崎県や国などの関係機関に対し、整備促進の働きかけを行っていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (8) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道 499 号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線（新戸町 I C－江川交差点）の早期着工を実現すること。			
回 答 国道 499 号では、道路管理者である長崎県において、平山町から布巻町までの「栄上工区」と蚊焼町から黒浜町にかけての「岳路工区」の 2 つの工区で拡幅工事が進められています。 このうち、「栄上工区」については、工事延長約 1,300m のうち約 570m が暫定供用され、平成 30 年度末の進捗率（事業費ベース）は約 76% となっています。なお、用地取得に時間を要している箇所があり、事業期間が令和 2 年度から令和 5 年度へ延長されました。 また、「岳路工区」については、工事延長約 2,100m のうち約 1,500m が完成供用され、平成 30 年度末の進捗率は約 94% となっています。なお、栄上工区と同様に用地取得に時間を要している箇所があり、事業期間が令和 3 年度まで延長されています。 長崎市としては、未整備区間の早期完成に向けて、「一般国道 499 号道路整備促進協議会」を中心に、市議会や地元の皆様、経済・交通団体とも連携して、長崎県や県議会に対し、引き続き、働きかけていきたいと考えています。 次に、長崎外環状線（新戸町～江川町）については、長崎県において、平成 29 年度から事業に着手し、平成 30 年度は調査、設計、用地交渉などが実施されており、令和元年度は、用地交渉や新戸町 I C 付近において土工事が実施されています。この長崎外環状線は、交通アクセス向上による造船業等の生産性向上や交流人口拡大による観光振興などに大きく貢献するとともに、国道 499 号の渋滞緩和やダブルネットワーク確保の観点から必要不可欠な道路であることから、「長崎外環状線道路建設促進協議会」を中心に、市議会、経済・交通団体や地元の皆様方と一体となって、長崎県及び県議会等に対し、引き続き、早期完成の働きかけを行っていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (9) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。			
回 答 長崎南北幹線道路は、西彼杵道路と一体となって長崎県の主要都市である長崎市と佐世保市を約1時間で結び、長崎市北部の交通渋滞の緩和だけではなく、県北と県南地域の交流人口の拡大、あるいは近年頻発化、激甚化している災害時のダブルネットワークの確保など、地域の振興や地域の安全安心対策においても非常に重要な路線です。 これまでに、「ながさき出島道路」や、元船町から松山町間を結ぶ「浦上川線」の約8kmが供用されており、国道202号・499号や周辺道路の交通量軽減や移動時間の短縮などに、一定の効果をあげているところです。 しかしながら、茂里町から時津町野田郷間は未整備となっていることから、既存の国道206号においては慢性的な交通渋滞が発生しているほか、交通事故も多発しています。 そのため、長崎市、佐世保市、西海市、時津町、長与町の3市2町の首長、議長や経済界、交通、運輸、観光の関係者で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、国や県をはじめ、関係国会議員に対し、早期事業化に向けた要望活動を平成8年から継続的に実施しているところです。 このような中、令和元年8月27日に長崎市・長崎市議会合同で長崎南北幹線道路を含む要望を県知事に対し実施したところ、「未整備区間の茂里町から時津町までについて、ルート選定組織を立ち上げて、早期の新規事業化を目指していく」という回答があり、地元自治体である長崎市・時津町、事業主体である長崎県を事務局としたルート選定委員会を立ち上げ、同年11月までに2回のルート選定委員会を開催したところです。 12月以降は、地元との意見交換会を行っており、令和元年度末までに最適ルート案の選定を行う予定となっています。 今後とも、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、関係者のご協力をいただきながら、国や長崎県及び県議会、県選出の国会議員等に対し、早期事業化に向けた働きかけを行っていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 中央総合事務所	土木建設課 土木企画課 地域整備 1・2 課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (10) 市民生活に必要不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。 ①打坂－百合野線の改良拡幅、②江平－浜平線とその接道改良、③戸町 2 丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵－鳴滝線、⑤川上町－出雲線、⑥虹ヶ丘町－西町 1 号線、⑦相川町－四杖町 1 号線、⑧常盤町－大浦元町線、⑨清水町－白鳥町 1 号線、⑩稲田町 8 号線			
回 答 ① 打坂－百合野線（滑石 2 号線）は、用地買収が難航していますが、今後とも引き続き用地買収に努力し、解決次第、工事に着手することとしています。 ② 江平浜平線は、現在、江平側と浜平側の両側から工事を進めており、江平側の一部区間では供用を開始しています。浜平側においても、令和元年度にトンネルの掘削が完了しており、新幹線作業用トンネルの埋戻しが完了する令和 2 年度中にトンネルの完成工事に着手する予定です。今後も、用地買収及び工事の進捗に努めていきます。 ③ 戸町新小ヶ倉線の信号制御による片側交互通行区間の拡幅改良については、道路の両側に家屋が連なっていることから、整備に際しては、用地協力が必要不可欠な状況となっており、多額の費用と時間を要することが考えられますので、地元自治会と協議を行いながら、検討していきたいと考えています。 ④ 中川鳴滝 3 号線は、国道 34 号側の 1 工区及び片淵中学校側の 3 工区において、難航していた用地買収が平成 30 年度に解決し、令和元年度には建物解体も行われたことから、令和 2 年度は国道付近の道路工事に着手するとともに、3 工区では引き続き用地取得を進め、片淵中学校までつなぐための道路整備にできるだけ早く着手していきます。 ⑤ 川上町出雲線は、延長 576mのうち、約 390mの区間において、道路の拡幅が完了しており、残りの区間においても、用地買収が完了した箇所から順次拡幅を行い、工事の進捗を図っていきます。 ⑥ 虹ヶ丘町西町 1 号線は、西町側から順次工事を進めており、今後も早期完成に向け、工事の進捗を図っていきます。 ⑦ 相川町四杖町 1 号線は、平成 26 年 3 月に国道 202 号から旧式見高校までの 520mの供用を開始しています。現在は、平成 30 年 10 月に確認した法面崩壊の原因調査を行うとともに、対策方法の検討を進めているところです。対策方法が決定次第、対策に着手していきます。 ⑧ 常盤町大浦元町線のうち、川上町から高丘 2 丁目までの延長約 1,420mの「椎の木工区」については用地買収が難航していますが、ボトルネックとなっていた箇所の用地買収が進み、令和元年度には当該箇所の拡幅工事が完了しました。 今後とも用地買収に鋭意努力し、解決次第工事の進捗に努めていきます。			

- ⑨ 清水町白鳥町1号線は、西町市場前バス停付近の交差点の部分改良を一部行ってはいますが、用地買収を主体に進めていますので、今後も引き続き用地買収を進めていきます。
- ⑩ 市道稲田町8号線については、斜面市街地再生事業の一環として、道路整備を進め、平成26年度末に工事を完了し、一部供用を開始しています。
- 全面供用については、接道する都市計画道路新地町稲田町線の整備状況及び警察との協議を踏まえ、地区交通の安全性確保の観点から、現在は見合わせている状況です。今後、地元や警察等の関係機関と協議を重ね、交通安全対策を実施し、早期の全面供用開始に向けて取り組んでいきます。

